

昭和二十二年司法省令第九十四号

戸籍法施行規則

戸籍法施行規則を、次のように定める。

戸籍法施行規則目次

- 第一章 戸籍簿
- 第二章 戸籍の記載手続
- 第三章 届出
- 第四章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例
- 第四章の二 戸籍電子証明書等
- 第四章の三 電子情報処理組織による届出又は申請等の特例
- 第五章 雑則
- 附則

第一章 戸籍簿

第一条 戸籍用紙は、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用い、附録第一号様式によつて、これを調製しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。

第二条 戸籍が数葉に涉るときは、市町村長は、職印で毎葉のつづり目に契印をし、かつ、その毎葉に丁数を記入しなければならない。

戸籍用紙の一部分を用い尽したときは、掛紙をすることができ。この場合には、市町村長は、職印で掛紙と本紙とに契印をしなければならない。

第三条 戸籍は、市町村長が定める区域ごとに、本籍を表示する地番号若しくは街区符号の番号の順序又はその区域内に本籍を有する者の戸籍の筆頭に記載した者の氏の（あ）（い）（う）（え）（お）の順序に従つてつづるものとする。

第四条 戸籍簿には、附録第二号様式による表紙をつけないなければならない。

戸籍簿は、これを分冊することができる。この場合には、その表紙に番号を記載し、地区によつて分冊したときは、その地区の名称をも記載しなければならない。

第五条 除籍簿は、年ごとにこれを別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「令和何年除籍簿」と記載しなければならない。

前条第二項の規定は、各年度の除籍簿にこれを準用する。

市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができる。この場合には、更に表紙をつけ、「自令和何年至令和何年除籍簿」と記載しなければならない。

第六条 市町村長は、附録第三号様式によつて、戸籍簿及び除籍簿について各別に見出帳を調製し、これに戸籍の筆頭に記載した者の氏の（い）（ろ）（は）順又は（あ）（い）（う）（え）（お）順に従い、その者の氏名、本籍その他の事項を記載しなければならない。

市町村長は、相当と認めるときは、附録第四号様式による見出票に前項の事項を記載し、これを同項に規定する順序に整序して、見出帳に代えることができる。

第七条 戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができない。

戸籍簿又は除籍簿を市役所又は町村役場の外に持ち出したときは、市町村長は、遅滞なくその旨を管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に報告しなければならない。

第八条 戸籍簿及び除籍簿は、施錠のある耐火性の書箱又は倉庫に蔵めてその保存を厳重にしなければならない。

第九条 戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失したときは、市町村長は、遅滞なく、その事由、年月日、帳簿の名称、冊数その他必要な事項を記載した書面により、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に報告しなければならない。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の報告を受けたときは、必要な調査をした後、その再製又は補完の方法を具し、これを法務大臣に具申しなければならない。

戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失するおそれがあるときは、前二項の例に準じて報告及び具申をしなければならない。

第十条 戸籍法第十一条の二（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の申出があつたときは、前条第一項及び第二項の例に準じて報告及び具申をしなければならない。

第十条の二 戸籍法第十一条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍の保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

戸籍法第十一条の二第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

第十一条 戸籍法第十条第三項（同法第十条の二第六項、第十二条の二、第四十八条第三項及び第二百二十条の六第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 郵便
- 二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便

第十一条の二 戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 戸籍法第十条第一項、第十条の二第二項又は第二項の請求をする場合には、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表第一に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもののうち、いずれか以上の書類を提示する方法

二 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ 学生証、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第一号に掲げる書類を除く。）で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

三 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第二項の請求をする場合において、前二号の方法によることができないときは、当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について当該市町村長の求めに応じて説明する方法その他の市町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法

四 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第一号に掲げる書類又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士（以下「弁護士等」という。）若しくは弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示し、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものによつて請求する方法

五 戸籍法第十条第三項（同法第十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき戸籍謄本等の送付の請求をする場合には、次に掲げる方法

イ 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合には、第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれか一以上の写しを送付し、当該書類の写しに記載された現住所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法、戸籍の附票の写し若しくは住民票の写しを送付し、これらの写しに記載された現住所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法又は当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たっている者の戸籍の附票若しくは住民票に記載された現住所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、請求者が法人である場合には、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 法人の代表者又は支配人が現に請求の任に当たっているときは、第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれか一以上の写しを送付し、法人の代表者若しくは支配人の資格を証する書面に記載された当該法人の本店若しくは支店（現に請求の任に当たっている者が支配人であるときは、支店に限る。）の所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法

(2) 法人の従業員が現に請求の任に当たっているときは、第一号若しくは第二号イに掲げる書類のいずれか一以上の写し及びその所属する法人の営業所若しくは事務所等の所在地を確認することができるとする書類を送付し、当該所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法

ロ 戸籍法第十条の二第二項の請求をする場合には、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法
ハ 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第一号に掲げる書類又は弁護士等であることを証する書類の写し及び統一請求書に弁護士等の職印が押されたものを送付し、当該弁護士等の事務所の所在地を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、第一号に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は、要しない。

第十一条の三 戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める事項は、氏名及び住所又は生年月日とする。ただし、次の各号の請求をする場合には、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 戸籍法第十条の二第二項の請求 氏名及び所属機関、住所又は生年月日

二 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求 氏名及び住所、生年月日又は請求者の事務所の所在地

第十一条の四 戸籍法第十条の三第二項の法務省令で定める方法は、委任状、法人の代表者又は支配人の資格を証する書面その他の現に請求の任に当たっている者に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面を提供する方法とする。

前項に掲げる書面で官庁又は公署の作成したもの、その作成後三月以内のものに限る。

第十一条の五 戸籍謄本等（戸籍法第二百二十条第一項の書面を含む。）の交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）をした者は、当該交付請求の際に提出した書面の原本の還付を請求することができる。ただし、当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この条において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。
市町村長は、原本還付請求があつた場合には、交付請求に係る審査の完了後、当該原本還付請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該原本還付請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

前項前段の規定にかかわらず、市町村長は、偽造された書面その他の不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

第三項の規定による原本の還付は、その請求をした者の申出により、原本を送付する方法によることができる。

第十一条の六 戸籍法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二及び第十一条の三の規定を、同法第十二条の二において除籍謄本等の交付の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、除籍謄本等の交付の請求の際に提出した書面の原本の還付については前条の規定を準用する。

第十二条 戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本は、原本と同一の様式によつてこれを作らなければならない。

謄本又は抄本には、市町村長が、その記載に接続して、附録第十五号書式による附記をし、且つ、これに職氏名を記し、職印をおさなければならない。

謄本又は抄本が数葉にわたるときは、市町村長は、毎葉に職印による契印をし又は加除を防止するため必要なその他の措置をしなければならない。

謄本又は抄本に掛紙をした場合には、市町村長は、職印で接ぎ目に契印をしなければならない。

第十三条 削除

第十四条 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書その他法令の規定によつて交付すべき戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書は、附録第十七号書式によつて、これを作らなければならない。但し、市町村長は、証明を求める事項を記載した書面又はその符せんに証明の趣旨及び年月日を記載し、且つ、これに職氏名を記し、職印をおして、これを以て証明書に代えることができる。

符せんによつて前項に規定する証明をする場合には、市町村長は、職印で接ぎ目に契印をしなければならぬ。

第十五条 次に掲げる場合には、市町村長は、一箇月ごとに、遅滞なく戸籍又は除かれた戸籍の副本をその目録とともに、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付しなければならない。

一 あらたに戸籍を編製したとき。

二 戸籍編製の日から二十五年を経過したとき。

三 戸籍の全部を削除したとき。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、前項の規定にかかわらず、いつでも戸籍又は除かれた戸籍の副本を送付させることができる。

第十六条 戸籍又は除かれた戸籍の副本を送付するには、その目録に発送の年月日及び発送者の職名を記載しなければならない。

第十七条 削除

第十八条 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が、第十五条の規定によつて、戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、市町村の区別に従い、これを目録とともにつづり、戸籍簿又は除籍簿の副本として保存しなければならない。

第五条の規定は、前項に規定する帳簿にこれを準用する。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が第一項に規定する帳簿で、前項において準用する第五条第四項に規定する保存期間を満了したものを廃棄するときは、あらかじめ、法務局又は地方法務局の長がその旨の決定をしなければならない。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、帳簿に第一項に規定する帳簿の保存状況を記載するものとする。

第十九条 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が、第十五条第一項第二号、第三号及び第二項の規定によつて、戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、前に送付を受けた戸籍の副本は、前条第二項で準用する第五条第四項の規定にかかわらず、これを廃棄することができる。

第二章 戸籍の記載手続

第二十条 市町村長は、届書、申請書その他の書類を受理し、又はその送付を受けたときは、その書類に受附の番号及び年月日を記載しなければならない。

市町村長が、戸籍法第二十四条第二項又は第四十四条第三項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正又は記載をするときは、前項に掲げる事項は、許可書にこれを記載しなければならない。

市町村長が、戸籍法第二十四条第三項の規定によつて、市町村長限りの職権で戸籍の訂正をするときは、第一項に掲げる事項は、訂正書にこれを記載しなければならない。

第二十一条 市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一 件名

二 届出事件の本人の氏名及び本籍又は国籍

三 届出人が事件本人以外の者であるときは、届出人の資格及び氏名

四 受附の番号及び年月日

五 受理し又は送付を受けたことの別

六 出生の届出については、出生の年月日

七 死亡又は失踪の届出については、死亡の年月日時分又は死亡とみなされる年月日

八 第七十九条の二の第四第二項の規定による届出等であるときは、その旨

市町村長は、相当と認めるときは、前項の受附帳は、本籍人に関するもの及び非本籍人に関するものを各別に調製することができる。

受附帳の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

第二十二条 受附番号は、毎年これを更新しなければならない。

第二十三条 事件の種類は、戸籍法第四章第二節乃至第十六節に掲げる事件の区別に従い、これを定めなければならない。

届出の追完及び戸籍の訂正については、前項の規定にかかわらず、一の種目と定めなければならない。

第二十四条 本籍地の市町村長は、第二十条及び第二十一条第一項の手続をした後に、遅滞なく戸籍の記載をしなければならない。

第二十五条 本籍が一の市町村から他の市町村に転属する場合には、届出又は申請を受理した市町村長は、戸籍の記載をした後に、遅滞なく届書又は申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

第二十六条 前条の場合を除く外、他の市町村長が戸籍の記載をすべき必要がある場合には、届出又は申請を受理した市町村長は、遅滞なく届書又は申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

第二十七条 本籍が明かでない者又は本籍がない者について、届出を受理した後に、その者の本籍が明かになった旨又はその者が本籍を有するに至った旨の届出があつた場合には、前二条の規定は、その届書及び前に受理した届書にこれを適用する。

第二十八条 前三条の規定は、届書又は申請書でない書面によつて戸籍の記載をすべき場合にこれを準用する。この場合には、市町村長は、その受理した書面の謄本を作つて、これを送付しなければならない。

第二十九条 第十六条の規定は、届書、申請書その他の書類又はその謄本を送付する場合にこれを準用する。

第三十条 戸籍法第十三条第八号の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 戸籍法第十三条第一号から第七号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項
- 二 届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。）
- 三 報告の受附の年月日及び報告者の職名
- 四 請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日
- 五 他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名
- 六 戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日

第三十一条 戸籍の記載をするには、略字又は符号を用いず、字面を明かにしなければならない。

年月日を記載するには、毫、式、参、拾の文字を用いなければならない。

戸籍に記載した文字は、改変してはならない。

市町村長は、戸籍の記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をしたときは、その字数を欄外に記載し、これに認印を押し、かつ、削除された文字をなお明らかに読むことができるようにしておかなければならない。

第三十二条 戸籍の記載をするごとに、市町村長は、その文の末尾に認印をおさなければならない。

第三十三条 市町村長の職務を代理する者が、戸籍の記載をするときは、その文の末尾に代理資格を記載して、認印をおさなければならない。

第三十四条 戸籍の記載は、附録第六号のひな形に定めた相当欄にこれをしなければならぬ。

事項欄の記載は、附録第七号記載例に従い、事件ごとに行を更めてこれをしなければならぬ。

第三十五条 左に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

- 一 新戸籍の編製に関する事項
- 二 氏の変更にに関する事項
- 三 転籍に関する事項
- 四 戸籍の全部の消除に関する事項
- 五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
- 六 戸籍の再製又は改製に関する事項

第三十六条 次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

- 一 出生に関する事項については、子
- 二 認知に関する事項については、父及び子
- 三 養子縁組（特別養子縁組を除く。）又はその離縁に関する事項については、養親及び養子
- 三の二 特別養子縁組又はその離縁に関する事項については、養子、養子が日本人でない者（以下「外国人」という。）であるときは、養親
- 三の三 戸籍法第七十三条の二（第六十九条の二において準用する場合を含む。）に規定する離縁の際に称していた氏を称することに關する事項については、その氏を称した者
- 四 婚姻又は離婚に関する事項については、夫及び妻
- 四の二 戸籍法第七十七条の二（第七十五条の二において準用する場合を含む。）に規定する離婚の際に称していた氏を称することに關する事項については、その氏を称した者
- 五 親権又は未成年者の後見に関する事項については、未成年者
- 六 死亡又は失踪に関する事項については、死亡者又は失踪者
- 七 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項については、生存配偶者
- 八 推定相続人の廃除に関する事項については、廃除された者
- 九 戸籍法第九十八条又は第九十九条に規定する入籍に関する事項については、入籍者
- 十 分籍に関する事項については、分籍者
- 十一 国籍の得喪に関する事項については、国籍を取得し、又は喪失した者
- 十二 日本の国籍の選択の宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項については、宣言をした者又は喪失した者
- 十三 戸籍法第七十七条第二項から第四項までに規定する氏の変更に關する事項については、氏を変更した者
- 十四 名の変更に關する事項については、名を変更した者
- 十五 就籍に関する事項については、就籍者
- 十六 性別の取扱いの変更に關する事項については、その変更の裁判を受けた者

第三十七条 死亡によつて婚姻が解消した場合には、生存配偶者の身分事項欄にその旨を記載しなければならない。

外国人を夫又は妻とする者については、その者の身分事項欄に、夫又は妻の国籍に関する事項を記載しなければならない。

第三十七条 戸籍法第八十八条第二項の場合には、届書に添付した戸籍の謄本に記載した事項は、転籍地の戸籍にこれを記載しなければならない。但し、左に掲げる事項については、この限りでない。

一 第三十四条第一号、第三号乃至第六号に掲げる事項

二 削除

三 戸籍の筆頭に記載した者以外で除籍された者に関する事項

四 戸籍の筆頭に記載した者で除籍された者の身分事項欄に記載した事項

五 その他新戸籍編製の場合に移記を要しない事項

第三十八条 新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者の入籍に関する事項及び従前の戸籍の表示は、その者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

第三十九条 新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

一 出生に関する事項

二 嫡出でない子について、認知に関する事項

三 養子について、現に養親子関係の継続するその養子縁組に関する事項

四 夫婦について、現に婚姻関係の継続するその婚姻に関する事項及び配偶者の国籍に関する事項

五 現に未成年者である者についての親権又は未成年者の後見に関する事項

六 推定相続人の廃除に関する事項でその取消しのないもの

七 日本の国籍の選択の宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項

八 名の変更に関する事項

九 性別の取扱いの変更に関する事項

前項の規定は、縁組又は婚姻の無効その他の事由によつて戸籍の記載を回復すべき場合にこれを準用する。

第四十条 戸籍から除くときは、除籍される者の身分事項欄にその事由を記載して、戸籍の一部を削除しなければならない。

一 戸籍の全員がその戸籍から除かれた場合には、戸籍の全部を削除しなければならない。

第一項の規定は、戸籍法第二十条の三第二項において準用する同法第十四条第三項の規定によつて戸籍の末尾に養子を記載する場合に準用する。

第四十一条 本籍地の変更の後に、原籍地の市町村長が、届書、申請書その他の書類を受理したときは、新本籍地の市町村長にこれを送付し、且つ、その書類によつてした戸籍の記載は、これを消

除して、戸籍にその事由を記載しなければならない。

新本籍地の市町村長が、前項の書類の送付を受けたときは、これによつて戸籍の記載をしなければならない。

第四十二条 戸籍の全部若しくは一部又はその記載を消除するには、附録第八号様式によつて、朱でこれを消さなければならない。

第四十三条 同一の事件について、数人の届出人から各別に届出があつた場合に、後に受理した届出によつて戸籍の記載をしたときは、前に受理した届出に基いてその戸籍の訂正をしなければならない

い。

第四十四条 戸籍の訂正をするには、訂正の趣旨及び事由を記載し、附録第九号様式によつて、朱で訂正すべき記載を消さなければならない。その訂正が戸籍の一部に係るときは、訂正の趣旨及び

事由は、訂正すべき記載のある者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

第四十五条 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があつたときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。

第四十六条 前条の更正をするには、附録第十号様式によつて、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

行政区画又は土地の名称の記載の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

第四十七条 戸籍法第二十四条第一項の通知は、附録第十八号書式によつて、書面でこれをしなければならない。

第四十七条の二 市町村長は、戸籍法第二十四条第二項又は第三項の規定によつて、戸籍の訂正をした場合には、速やかに届出人又は届出事件の本人に連絡を行わなければならない。

第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

前項の書類で本籍人に関するものは、一箇月ごとに、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを送付しなければならない。

第一項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から五年とする。

第四十九条 前条第二項の規定によつて送付された書類は、受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場の区別に従い、年ごとに各別につづつて、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。

前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から二十七年とする。

第一項の書類で前項の保存期間が満了したものについては、市町村長から移管を希望する旨の申出があつたときは、これを受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場に移管することができる。

第十八条第三項の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の書類を廃棄し、又は前項の規定により市役所又は町村役場に移管する場合に準用する。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、第十八条第四項の帳簿に第一項の書類の保存状況を記載するものとする。

第四十九条の二 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が、第十五条第一項第二号、第三号及び第二項の規定によつて、戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該戸籍に関する書類で市町村長が受理し又は送付を受けた年度の翌年から五年を経過したものは、これを廃棄し、又は当該市町村長の申出を受けて市役所若しくは町村役場に移管することができる。

第十八条第三項の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の規定により同項の書類を廃棄し、又は市役所若しくは町村役場に移管する場合に準用する。

第五十条 戸籍の記載を要しない事項について受理した書類は、市町村長が、年ごとに各別につづり、且つ、目録をつけて、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。前項の書類の保存期間は、届出によつて効力を生ずべき行為に関するものは、当該年度の翌年から五十年、その他のものは、当該年度の翌年から十年とする。

第五十一条 削除

第五十二条 第八条の規定は、届書、申請書その他の書類にこれを準用する。

第五十二条の二 戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求、届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求並びに同法第二百十條の六第二項において届書等情報の内容を表示したものの閲覧の請求及び届書等情報の内容に関する証明書の請求（以下この条において「証明書等の請求」という。）について準用する同法第十條の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一條の二第一号から第三号まで及び第五号並びに第十一條の三本文の規定を、同法第四十八条第三項及び第二百十條の六第二項において証明書等の請求について準用する同法第十條の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一條の四の規定を、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一條の五の規定を準用する。

第三章 届出

第五十三条 第十一條の三本文の規定は、戸籍法第二十七條の二第一項の法務省令で定める事項について準用する。

第五十三条の二 第十一條の二第一号から第三号までの規定は、戸籍法第二十七條の二第一項の法務省令で定める事項を示す資料の提供又は説明について準用する。この場合において、第十一條の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「届書」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「届出を受けた」と、「現に請求の任に当たっている者」とあるのは「出頭した者」と読み替えるものとする。

第五十三条の三 戸籍法第二十七條の二第二項の法務省令で定める方法は、戸籍の附票又は住民票に記載された現住所に、転送を要しない郵便物又は信書郵便物として書面を送付する方法とする。

第五十三条の四 戸籍法第二十七條の二第三項の規定による申出は、当該申出をする者が自ら市役所又は町村役場に出頭してしなければならない。

前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。

一 同項の申出をする旨

二 申出の年月日

三 申出をする者の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

四 民法第七百九十七條第一項に規定する縁組における養子となる者の法定代理人又は同法第八百一十一條第二項に規定する離縁における養子の法定代理人となるべき者が申出をするときは、その養子となる者又は養子の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

第一項の申出は、第十一條の二第一号から第三号までに規定する方法のいずれかにより、出頭した者が当該申出をした者であることを明らかにしてしなければならない。この場合において、第十一條の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「戸籍法第二十七條の二第三項の規定による申出の書面」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「申出を受けた」と、「現に請求の任に当たっている者」とあるのは「申出をする者」と読み替えるものとする。

第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法により行うことができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。

第一項の申出をした者は、いつでも、当該申出を取り下げることができる。

第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申出の取下げについて準用する。

第二項の書面及び第五項の取下げに係る書面の保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第五十三条の五 第五十三條の三の規定は、戸籍法第二十七條の二第五項の法務省令で定める方法について準用する。

第五十四条 同一の市町村で二以上の戸籍に記載すべき事項については、管轄法務局又は地方法務局長は、その戸籍の数と同数の届書又は申請書を提出させるべきことを市町村長に指示することができる。ただし、市町村長は、受理した届書又は申請書の謄本を作り、これをもつて届書又は申請書に代えることができる。

第五十五条 戸籍法第四十九條第二項第四号の事項は、左に掲げるものとする。

一 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

二 父母の出生の年月日及び子の出生当時の父母の年齢

三 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した出生については、父母の職業

四 父母が同居を始めた年月

第五十六条 戸籍法第七十四條第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 当事者が外国人であるときは、その国籍

二 当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名

三 当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚でないときは、直前の婚姻について死別又は離別の別及びその年月日

- 四 同居を始めた年月
 - 五 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業
 - 六 当事者の世帯主の氏名
- 第五十七条** 戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 協議上の離婚である旨
 - 二 当事者が外国人であるときは、その国籍
 - 三 当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名
 - 四 同居を始めた年月
 - 五 別居した年月
 - 六 別居する前の住所
 - 七 別居する前の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業
 - 八 当事者の世帯主の氏名
- 戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。

- 一 調停による離婚、審判による離婚、和解による離婚、請求の認諾による離婚又は判決による離婚の別
- 二 前項第二号乃至第八号に掲げる事項

- 第五十八条** 戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 死亡者の男女の別
- 二 死亡者が外国人であるときは、その国籍
- 三 死亡当時における配偶者の有無及び配偶者がいないときは、未婚又は直前の婚姻について死別若しくは離別の別
- 四 死亡当時の生存配偶者の年齢
- 五 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻
- 六 死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した死亡については、死亡者の職業及び産業
- 七 死亡当時における世帯主の氏名

- 第五十八条の二** 戸籍法第八十六条第二項の規定により同項の届書に添付しなければならないものとされている診断書又は検案書については、市町村長が定める方法により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができるときには、添付することを要しない。

前項の場合には、戸籍法第四十八条第二項の規定による閲覧又は証明書の請求に資するため、同項の書類に、診断書又は検案書により確認すべき事項に係る情報の内容を表示した書面をもつてり込まなければならない。

前二項の規定は、戸籍法第九十条第二項の規定により同項の報告書に添付しなければならないものとされている診断書又は検案書にこれを準用する。

- 第五十八条の三** 戸籍法第二百二条第二項第五号（第二百二条の二後段において準用する場合を含む。）の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 出生に関する事項
 - 二 認知に関する事項
 - 三 現に養親子関係の継続する養子縁組に関する事項
 - 四 現に婚姻関係の継続する婚姻に関する事項
 - 五 現に未成年者である者についての親権又は未成年者の後見に関する事項
 - 六 推定相続人の廃除に関する事項でその取消しのないもの
- 届書には、前項に掲げる事項を証すべき書面を添付しなければならない。
- 第五十九条** 出生の届書は、附録第十一号様式に、婚姻の届書は、附録第十二号様式に、離婚の届書は、附録第十三号様式に、死亡の届書は、附録第十四号様式によらなければならない。
- 第五十九条の二** 届書の用紙は、市町村長が複写機により複写することに適するものでなければならない。
- 第六十条** 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる漢字
- 三 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）

- 第六十一条** 削除

- 第六十二条** 届出人、申請人その他の者が、署名すべき場合に、署名することができないと市町村長において認めるときは、氏名を代書させるだけで足りる。

前項の場合には、書面にその事由を記載しなければならない。

- 第六十三条** 届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

- 第六十四条** 戸籍法第四十四条第一項又は第二項（第四十五条又は第一百七十七条において準用する場合を含む。）の催告は、附録第十九号書式によつて、書面でこれを行わなければならない。

第六十五条 市町村長が、届出、申請又はその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく、届出事件を具して、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならない。

第六十五条の二 戸籍法第百四条の三の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住所及び出生の年月日
- 二 国籍の選択をすべき者であると思料する理由

第六十六条 届出又は申請の受理又は不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて、これを作らなければならない。この場合には、第十四条第一項但書及び第二項の規定を準用する。

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書は、請求により、附録第二十一号書式によつて作ることができる。

第六十六条の二 届書その他市町村長の受理した書類の閲覧は、吏員の面前でこれをさせなければならない。

第六十七条 第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類に、第十二条第二項及び第三項の規定は、市町村長が作るべき届書、申請書その他の書類の謄本に、第十四条の規定は、届書、申請書その他の書類に記載した事項に関する証明書について準用する。ただし、第三十一条第四項の規定中「認印を押し」とあるのは、「署名し」と読み替えるものとする。

第十一条の五の規定は、届出又は申請の際に添付し、又は提出した書面の原本の還付について準用する。

第四章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例

第六十八条 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長（戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。）は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びび損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第六十八条の二 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

- 一 常用漢字表に掲げる字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる字体
- 三 その他法務大臣の定める字体

第六十九条 戸籍法第百十八条第一項ただし書の電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。

第七十条 戸籍法第百十八条第二項の申出は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由してしなければならない。

前項の申出は、使用する電子情報処理組織が戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うことができるものであること及び第六十八条（第七十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。

第七十一条 戸籍法第百十九条第二項の戸籍簿及び除籍簿については、見出帳及び見出票を調製することを要しない。

第七十二条 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長は、戸籍法第百十九条第二項の戸籍簿及び除籍簿に記載されている事項と同一の事項の記録を別に備える。

前項の戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失したときは、同項の記録によつてこれを回復することができる。この場合においては、戸籍法第十一条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の指示によること及び告示をすることを要しない。

第七条 第八条及び第六十八条の規定は、第一項の記録について準用する。

第七十三条 戸籍法第百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書（以下「戸籍証明書等」という。）には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。

- 一 戸籍の全部事項証明書 戸籍に記載されている事項の全部
- 二 戸籍の個人事項証明書 戸籍に記載されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部
- 三 戸籍の一部事項証明書 戸籍に記載されている事項中の証明を求められた事項
- 四 除かれた戸籍の全部事項証明書 除かれた戸籍に記載されている事項の全部
- 五 除かれた戸籍の個人事項証明書 除かれた戸籍に記載されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部
- 六 除かれた戸籍の一部事項証明書 除かれた戸籍に記載されている事項中の証明を求められた事項

戸籍証明書等は、付録第二十二号様式によつて作らなければならない。

戸籍証明書等には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第十二条第三項の規定は、戸籍証明書等に準用する。

戸籍証明書等に年月日を記載するには、アラビア数字を用いることができる。

戸籍証明書等の記載は、付録第二十四号のひな形に定める相当欄にしなければならない。この場合において、事項欄の記載は、付録第二十五号記載例に従つてしなければならない。

戸籍の全部若しくは一部又はその記録を削除した場合において、戸籍証明書等にその旨を記載するには、付録第二十六号様式によらなければならない。

戸籍の訂正をした場合において、戸籍証明書等にその旨を記載するには、付録第二十七号様式によらなければならない。

戸籍証明書等に第七十八条の記録を記載するには、付録第二十八号様式によらなければならない。

第七十三条の二 戸籍法第百二十条の二第一項の規定により同法第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外に對してするものに限る。）をする場合において、請求をする者は、市町村長に對し、第十一条の二第一号の方法により、当該請求をする者の氏名及び住所又は生年月日を明らかにしなければならない。

戸籍法第百二十条の二第二項の規定により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外に對してするものに限る。）をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に對し、第十一条の二第一号の方法により、当該請求の任に当たっている者の氏名及び所属機関、住所又は生年月日を明らかにしなければならない。

前項の請求をする場合において、戸籍法第十条第三項の規定に基づき戸籍証明書等の送付の請求をするときは、第十一条の二第五号ロの方法によることができる。

第七十三條之三 前条第一項又は第二項の請求により交付する戸籍証明書等には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十九号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第七十三條之四 市町村長が第七十三條の二第一項又は第二項の請求により戸籍証明書等を交付した場合は、本籍地の市町村長に対してその旨の情報を提供するものとする。

第七十四條 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の法令の規定によつて交付すべき戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書は、戸籍又は除かれた戸籍の一部事項証明書と同一の様式によつて作らなければならない。

第七十三條第三項から第九項までの規定は前項の戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書に、第十四條第一項ただし書及び第二項の規定は前項の場合に準用する。

第七十五條 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条から第七十五條の三まで、第七十九條及び第七十九條の九の二において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

2 前項に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも戸籍又は除かれた戸籍の副本を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

3 第一項に規定する場合において、第十五條の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項に定める電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十五條之二 法務大臣は、前条第一項又は第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、法務大臣は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

2 除かれた戸籍の副本の保存期間は、当該除かれた戸籍が戸籍簿から除かれた日の属する年の翌年から百五十年とする。

次の各号に掲げる再製原戸籍の副本の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 戸籍法第十一條（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本 当該年度の翌年から一年

二 戸籍法第十一條の二第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本 当該年度の翌年から百五十年

三 戸籍法第十一條の二第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本 当該年度の翌年から一年

法務大臣は、除かれた戸籍の副本又は再製原戸籍の副本で、前二項に規定する保存期間を満了したものを廃棄するときは、あらかじめ、その旨の決定をしなければならない。

法務大臣は、前項の廃棄をしたときは、本籍地の市町村長にその旨を通知するものとする。

第七十五條之三 市町村長は、戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができる。

法務大臣は、戸籍法第四十條又は第四十一條第一項の規定により大使、公使又は領事に届出又は提出された書類の確認に必要な範囲内において、外務大臣に対し、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を提供することができる。

法務大臣は、戸籍法第二百二條、第二百二條之二、第二百四條の二又は第二百五條の規定に基づく戸籍の記載が適正に行われることを確保するために必要な範囲内において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を提供することができる。

一 法務省職員 国籍法（昭和二十五年法律第四百七号）第三條第一項、第十七條第一項若しくは第二項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出に関する事務

二 外務省職員 国籍法第三條第一項若しくは第十七條第二項の規定による国籍取得の届出、選択の宣言又は国籍離脱の届出に関する事務

第二項及び前項第二号の規定による情報の提供は、戸籍法第一百八條第一項の電子情報処理組織と外務大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十六條 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、受付帳は、磁気ディスクをもつて調製する。

市町村長は、相当と認めるときは、前項の受付帳の保存に代えて、これに記録されている事項の全部を記載した書面を保存することができる。

受付帳が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、受付帳に記録した後遅滞なく、当該受付帳に記録された事項（以下「受付帳情報」という。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

前項に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも受付帳情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

前二項に定める電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十六條之二 法務大臣は、前条第三項又は第四項の規定によつてその使用に係る電子計算機に受付帳情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

受付帳情報の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

第七十五條之二 第四項及び第五項の規定は、受付帳情報について準用する。

第七十七條 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、戸籍の記録をすること、市町村長又はその職務を代理する者は、その識別番号を記録しなければならない。

第七十八條 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、第四十五條の更正をするときは、戸籍事項欄に行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更に關する事項を記録しなければならない。

第七十八條之二 戸籍法第二百十條の四第一項の届書等は、次の各号に掲げるものとする。

一 戸籍の記載をするために提出された届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判に係る書面（戸籍法又はこの省令の規定により添付し、又は提出すべきこととされている書面を含む。）

- 二 戸籍法第二十四条第二項の規定による戸籍の訂正に係る書面
- 三 戸籍法第四十四条第三項の規定による戸籍の記載に係る書面
- 四 第五十三条の四第二項の書面
- 五 第五十三条の四第五項の取下げに係る書面

戸籍法第二百二十条の四第一項の規定による届書等情報の作成は、前項の届書等に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録及び当該届書等に記載されている事項に基づき市町村長の使用に係る電子計算機に入力された文字情報を当該電子計算機に記録する方法により行うものとする。

市町村長（第一項第二号から第五号までの書面にあつては、本籍地の市町村長に限る。）は、第一項の届書等を受理した後遅滞なく、前項の規定に基づき作成された届書等情報を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じて送信ができない場合は、この限りでない。

前項本文に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも届書等情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

市町村長が、戸籍法第四十二条の規定により書類の送付を受けたときも、前三項と同様とする。

前三項に定める電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

- 第七十八條の三 法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。
- 次の各号に掲げる前項の届書等情報の保存期間は、当該各号に定めるところとする。
- 一 前条第一項第一号から第三号までの書面 当該年度の翌年から十年
- 二 前条第一項第四号の書面 当該年度の翌年から百年（ただし、第五十三条の四第五項の取下げその他の事由により効力を失つた場合は、当該年度の翌年から三年）
- 三 前条第一項第五号の書面 当該年度の翌年から三年

第七十五条の二第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する届書等情報について準用する。

第五十二条の規定にかかわらず、前条第二項の規定により作成された届書等情報の基となつた届書、申請書その他の書類は、適切と認められる方法により保存すれば足りる。

第七十八條の四 戸籍法第二百二十条の五第一項及び第三項の通知は、同法第一百八条第一項の電子情報処理組織を使用してするものとし、当該通知を受けた市町村長は、前条第一項の届書等情報（当該通知に係るものに限る。）の内容を参照することができる。

戸籍法第二百二十条の四に規定する場合において、第二十五条から第二十九条まで、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二、第五十四条及び第七十九条の規定は、適用しない。

第四十一条第一項の規定は、原籍地の市町村長が第七十八条の二第三項の規定によつて届書等情報を送信した場合に準用する。この場合において、第四十一条第一項中「新本籍地の市町村長にこれを送付し」とあるのは、「第七十八条の二第三項の規定により当該届書等に係る届書等情報を送信し」と読み替えるものとする。

第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第二百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十八條の五 戸籍法第二百二十条の六第一項の法務省令で定める方法は、日本産業規格A列三番又は四番の用紙に出力する方法とする。

届書等情報に関する証明書には、市町村長が、付録第三十号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第七十九條 第四十九条の二の規定は、法務大臣が第七十五条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けた場合に準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「にかかわらず」とあるのは「にかかわらず、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は」と読み替へる。

第四章の二 戸籍電子証明書等

第七十九條の二 戸籍法第二百二十条の三第一項の戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書等」という。）の電磁的記録の方式については、法務大臣の定めるところによる。

戸籍電子証明書等には、市町村長が、付録第三十一号書式による付記をしなければならない。

第七十三條の二第二項の規定は、戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により同法第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外に對してするものに限る。）をする場合に、第七十三条の二第二項及び第三項の規定は、戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外に對してするものに限る。）をする場合に準用する。

第七十九條の二の二 戸籍法第二百二十条の三第二項の戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）は、アラビア数字の組合せにより、戸籍電子証明書等ごとに定める。

戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行するには、付録第三十二号様式によらなければならない。

戸籍電子証明書提供用識別符号等の有効期間は、発行の日から起算して三箇月とする。

第七十三條の四の規定は、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行した場合に準用する。

第七十九條の二の三 戸籍法第二百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

戸籍法第二百二十条の三第三項の規定による戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第一百八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

前項の戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

市町村長は、第一項の規定による戸籍電子証明書等の提供をするときは、法務大臣により電子署名が行われた戸籍電子証明書等と当該電子署名に係る電子証明書を併せて法務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四章の三 電子情報処理組織による届出又は申請等の特例

第七十九条の二の四 戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第五に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。

市町村長に対してする別表第六に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用することができる。

市町村長に対してする戸籍電子証明書等を戸籍法第百二十条の第三項に規定する行政機関等に提供することの請求（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求」という。）は、第一項の電子情報処理組織を使用することができる。

第七十九条の三 前条第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求をする者は、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求書、届書若しくは申請書又は発行等の請求書に記載すべきこととされている事項に係る情報を戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織に送信しなければならない。この場合において、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求、届出等又は発行等の請求の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。

前項に規定する者は、同項の規定により送信する情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行わなければならない。証人必要とする事件の届出については、当該証人も、前項前段の情報に電子署名を行わなければならない。

第一項後段に規定する添付書面等に代わるべき情報は、作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名が行われたものでなければならない。

前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの
- 二 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成されたもの
- 三 その他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行った者を確認することができるものであつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの

第七十九条の四 削除

第七十九条の五 別表第七に掲げる書面の交付は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。

戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行（以下「符号の発行」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用することができる。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により前項の書面の交付を受けることを希望する旨の市町村長の定めるところにより行う届出とする。

第七十九条の六 市町村長は、前条第一項の規定による書面の交付をするときは、第六十六条第一項又は第七十三条各号の証明書に記載すべきこととされている事項に係る情報（第七十三条第一項各号の証明書については、付録第三十三号書式に係る情報を含む。）を、これについて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織に備えられたファイルに記録しなければならない。

市町村長は、前条第二項の規定による符号の発行をするときは、第七十九条の二の二第二項に係る情報を前項のファイルに記録しなければならない。

第七十九条の七 情報通信技術活用法第六条第四項又は第七条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名とする。

第七十九条の八 第七十九条の二第二項の届出等は、届出事件の本人の本籍地でなければならない。ただし、戸籍法第六十一条及び第六十五条に規定する届出は母の本籍地で、同法第百二条の二、第百十条及び第百十一条に規定する届出は新本籍地で、外国人に関する届出は届出人の所在地でなければならない。

第七十九条の九 第七十八条の二から第七十八条の五までの規定は、第七十九条の二の四第二項の規定による届出等がされた場合に準用する。

前項の場合においては、第七十八条の二第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織により届書等情報を作成することができる。

第七十九条の九の二 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて第七十九条の二の四第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求（以下本条において「請求等」という。）をする者に対して、当該請求等に必要範囲内において、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報のうち本籍及び戸籍の筆頭に記載した者の氏名その他の当該請求等に必要情報（電子情報処理組織により自動的に特定したものに限る。）を提供することができる。

前項の規定による情報の提供は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十九条の十 戸籍法第百二十六条の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 大学その他の統計の作成又は学術研究を目的とする団体若しくはそれらに属する者の申出に係るものであること。
- 二 統計の作成又は学術研究が医学の発達その他の公益性が高いと認められる事項を目的とするものであつて、当該統計又は学術研究の内容が公表されること。
- 三 戸籍、除かれた戸籍又は届書その他市町村長の受理した書類（以下「戸籍等」という。）に記載した事項に係る情報を利用することが統計の作成又は学術研究のために必要不可欠であり、かつ、当該情報の範囲がその目的を達成するために必要限度を超えないこと。

四 戸籍等に記載した事項に係る情報を提供することにより、戸籍等に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属その他の親族の権利利益が害されるおそれがないと認められ

第七十九条の十一 戸籍法第二百六十六条の規定により戸籍等に記載した事項に係る情報の提供の申出をしようとする者は、当該情報を市町村が保有している場合には、あらかじめ、当該市町村を管轄する法務局又は地方法務局の長（当該法務局又は地方法務局の長が二以上あるときは、その一の長）の承認を得なければならない。

第七十九条の十二 戸籍法第二百六十六条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書を交付することによって行うものとする。この場合において、戸籍等に記載した事項についての証明書は、付録第三十四号書式によつて作らなければならない。

戸籍法第二百六十六条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、これらの謄本、抄本又は証明書を代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面を交付することによって行うものとする。

第七十三条（同条第一項第三号及び第六号、第二項並びに第三項を除く。）の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、前項の書面には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。

- 一 戸籍の一部を証明した書面 戸籍に記載されている事項の一部
- 二 除かれた戸籍の一部を証明した書面 除かれた戸籍に記載されている事項の一部

前項の場合において、第二項の書面は、付録第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十五号様式によつて作らなければならない。

第三項の場合において、第二項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十六号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第五章 雑則

第八十条 市町村の区域の変更があつたときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

第八十一条 市町村の区域の変更によつて、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

並びにこれに関する書類は、新所管法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを引き継がなければならない。

第八十二条 戸籍事務の取扱に關して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。

第八十三条 この省令中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

附 則 抄

第八十四条 この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八十五条 この省令施行前に編製した戸籍については、第三十四条に掲げる事項は、その戸籍の筆頭に記載した者の事項欄にこれを記載しなければならない。

第八十六条 第三十七条及び第三十九条の規定は、昭和二十二年法律第二百二十四号による改正前の戸籍法によつて戸籍に記載した事項で改正後の戸籍法によればその記載を要しないものには、これを適用しない。

第八十七条 この省令施行の際現に存する用紙に限り、この改正規定にかかわらず、当分の内これを使用することを妨げない。

第八十八条 左の省令はこれを廃止する。

戸籍法施行細則

昭和二十一年司法省令第八十一号（出生、婚姻、離婚及び死亡の届書の様式に関する件）

戸籍法施行細則第四十八条、第五十一条及び第五十二条の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。

戸籍法施行細則第五十一条第一号及び第五十二条に規定する除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

戸籍法施行細則第四十八条及び第五十一条に規定する原戸籍の保存期間は、改製の翌年から百五十年とする。

第八十九条 第九条第二項及び第七十一条中「法務総裁」とあるのは、法務庁設置法施行までの間、「司法大臣」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十四年二月二十八日法務庁令第二二二号）抄

1 この命令は、公布の日から起算して、十五日を経過した日から施行する。

附 則（昭和二十四年六月一日法務府令第八号）抄

1 この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十四年二月二十九日法務府令第一〇八号）

この府令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和二十五年六月二二日法務府令第七〇号）

この府令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年三月一五日法務府令第三四号）

この府令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年一〇月二二日法務府令第一五四号）

この府令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年六月一四日法務府令第六六号）

この府令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二十七年八月一日法務省令第七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年八月一八日法務省令第五一号）

この省令は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附則（昭和三年七月二日法務省令第三二號）

この省令は、昭和三十一年八月一日から施行する。

附 貝（昭和三十三年二月一七日法務省令第六
二の省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和十五年二月二十六日去務省令第四〇号）

この省令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附則（昭和三六年二月八日法務省令第五七号）

この省令は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附則（昭和四二年三月一六日法務省令第一四号）

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年八月五日法務省令第四一號）抄

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則（昭和四十二年二月二十五日法律省令第六

この省令は昭和四十三年一月一日から施行する。

昭和四十四年三月二十七日去務省令第二二号）

附 頁 昭 和 四 十 四 年 三 月 二 十 日 法 務 省 令 第 一 〇 一 号

1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年二月五日法務省令第四六

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則（昭和四五年三月三一日法務省令第八号）

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附則（昭和四六年二月二四日法務省令第五九号）抄

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附則（昭和四十七年五月一三日法務省令第三九号）

この省令は、河緝の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十八年六月二十五日去務省令第五十六号）

附 具 (昭和四十八年六月二十五日法律省令第五十六号) 二の省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附則（昭和五二年六月二五日法務省令第三二號）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年七月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十一年一月五日法務省令第四八号）

この省令は、昭和五十一年十二月一日から施行する。

2 この省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附則（昭和五三年一月二〇日法律省令第一号）

昭和五十二年二月一日から施行する
昭和三十四年八月二日去務省令第四〇号）

附 具（昭和五十四年八月二日法務省令第四〇号）
この省令は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

附則（昭和五五年二月一五日法務省令第六八号）

1 この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

家事審判規則等の一部を改正する規則（昭和五十五年最高裁判所規則第八号）の施行前における親権の喪失又は後見人の辞任若しくは解任を原因として、後見開始の届出又は後見人更迭の届出

がされたときの戸籍の記載については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年一〇月一日法務省令第五一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前三十日以内に出生した子の名には、出生の日から十四日以内に出生の届出をする場合に限り、この省令による改正前の戸籍法施行規則第六十条第一号から第三号までに掲げる漢字をも用いることができる。

附 則（昭和五十九年二月一日法務省令第四〇号）

- 1 この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の戸籍法施行規則第五十八条の三の規定は、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十五号）附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。
- 3 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（昭和六十二年二月二十四日法務省令第五号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年一月一日法務省令第三十六号）

この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

- 1 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行の後においても当分の間使用することができる。

附 則（昭和六十二年八月八日法務省令第三十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月一日法務省令第五号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成六年一月〇月二二日法務省令第五一号）

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成六年十二月一日から施行する。ただし、第五十八条及び付録第十一号様式から付録第十四号様式までの各改正規定は、平成七年一月一日から施行する。

（戸籍の改製）

- 第二条 戸籍法第百十八条第一項の市町村長は、電子情報処理組織によつて取り扱うべき事務に係る戸籍を戸籍法第百十九条第一項の戸籍に改製しなければならない。

- 2 前項の規定による戸籍の改製は、戸籍に記載されている事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製する戸籍に移記してするものとする。この場合においては、この省令による改正後の戸籍法施行規則第三十七条ただし書に掲げる事項を省略することができる。

- 3 第一項の規定により戸籍を改製する場合には、従前の戸籍にする戸籍の改製に関する事項の記載は、その初葉の欄外にすることができ、

- 4 市町村長は、第一項の規定により戸籍を改製したときは、当該改製に係る全ての戸籍の副本（電磁的記録に限る。次項において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

- 5 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年法務省令第四号）による改正後の戸籍法施行規則第七十五条の二第一項前段の規定は、法務大臣が前項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍の副本の送信を受けた場合に準用する。

- 6 第一項の規定により戸籍を改製して従前の戸籍の全部を消除したときは、その除かれた戸籍及びその副本の保存期間は、改製の日から百五十年とする。

第三条 この省令による改正後の戸籍法施行規則第八十三条の規定は、前条の戸籍の改製に関する事務について準用する。

附 則（平成九年一月二三日法務省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月二四日法務省令第七号）抄

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（戸籍記載等に関する経過措置）

- 第二条 後見登記等に関する法律附則第六条第一項の規定により従前の例によることとされる届出又は家事審判規則等の一部を改正する規則（平成十二年最高裁判所規則第一号）附則第三条により従前の例によることとされる戸籍記載の嘱託がされたときの戸籍の記載については、なお従前の例による。

- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関する戸籍法施行規則の規定の適用については、前項の規定によるほか、なお従前の例による。

- 第三条 この省令による改正後の戸籍法施行規則第三十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者又は同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者であるときは、従前の戸籍に記載したその者についての後見又は保佐に関する事項をも記載しなければならない。

- 2 この省令による改正後の戸籍法施行規則第五十八条の三第一項に規定する戸籍法第百二条第二項第五号（第百二条の二後段において準用する場合を含む。）の事項には、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者（後見登記等に関する法律附則第二条第一項又は第二項の規定により後見又は保佐の登記がされた者を除く。）についての後見又は保佐に関する事項を含むものとする。

3 前二項に規定する事項の戸籍の記載については、なお従前の例による。

(戸籍の再製)

第四条 この省令による改正後の戸籍法施行規則第十条の規定は、後見登記等に関する法律附則第二条第五項により戸籍を再製する場合に準用する。この場合において、禁治産又は準禁治産に関する事項は、再製後の戸籍には記載しない。

附 則 (平成一四年二月一八日法務省令第九号)

1 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則 (平成一四年一二月一八日法務省令第五九号)

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十四号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三〇日法務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日法務省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二九日法務省令第六九号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二三日法務省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日法務省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則 (平成一六年六月七日法務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二二日法務省令第四五号)

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日法務省令第四六号)

この省令は、平成十六年七月十六日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二二日法務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二七日法務省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年十一月一日法務省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第九二号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第二三三号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月七日法務省令第二七号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十五号)の施行の日(平成二十年五月一日)から施行する。

(届書の用紙に関する経過措置)

第二条 この省令施行の際現に存する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則 (平成二二年五月六日法務省令第二二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年五月六日法務省令第二二二号)

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二二年十一月三〇日法務省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二六日法務省令第四二号）
（施行期日）

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に基づく戸籍の記載については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年二月二六日法務省令第四三号）
抄
（施行期日）

第一条 この省令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置）

第二十四条 第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一 戸籍法施行規則第十一条の二第一号（同規則第十一条の六、第五十二条の二及び第五十三条の二において準用する場合並びに第五十三条の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において規定する場合を含む。）

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則（平成二十四年二月二九日法務省令第六号）
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月二五日法務省令第一号）
抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の戸籍法施行規則第七十五条第一項及び第三項、第七十五条の二並びに第七十九条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該市町村の区域内に本籍を有する者の戸籍及び除かれた戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付、保存及びその送付を受けたときの当該戸籍に関する書類の廃棄については、なお従前の例による。

一 平成二十五年九月三十日以前に市町村長が戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号。以下「平成六年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定により戸籍を改製したとき 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこの省令による改正後の戸籍法施行規則第七十五条第二項の規定によって当該市町村長からその使用に係る電子計算機に最初に全ての戸籍及び除かれた戸籍の副本の送信を受けた日

二 平成二十五年十月一日以後に市町村長が平成六年改正省令附則第二条第一項の規定により戸籍を改製したとき 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこの省令による改正後の平成六年改正省令附則第二条第四項によって当該市町村長からその使用に係る電子計算機に当該改製に係る全ての戸籍の副本の送信を受けた日

附 則（平成二十七年一月七日法務省令第二号）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年二月四日法務省令第五一号）
抄
（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 次に掲げる省令の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年総務省令第七十六号）第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号。以下「旧住民基本台帳法施行規則」という。）別記様式第二のの様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

第三条 第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（旧住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号イに掲げる書類とみなす。

附 則（平成二十八年三月二二日法務省令第九号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年九月二五日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二〇日法務省令第四号）

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行の日（令和元年六月二十日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日法務省令第二〇号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年二月一六日法務省令第五二号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年四月三日法務省令第三二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（令和三年五月二七日法務省令第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二七日法務省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（令和四年三月八日法務省令第七号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二六日法務省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

（届書等の保存に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の戸籍法施行規則第四十八条第二項の規定によって送付された書類の保存については、なお従前の例による。

（請求することができる書面等に関する経過措置）

第三条 戸籍法第二百二十条の二第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面に限り、請求することができるものとする。

2 戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項の全部を証明した電磁的記録に限り、請求することができるものとする。

別表第一（第十一条の二、第十一条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書

別表第二（第六十条、第六十八条の二関係）

一

杏晦晃擢捧或惟彦幡巖寵姥堵噉啄又勺凜倖伶亦丑
 杖晨昏孜掠戟惚彪庄巖尖婉塙圃哩叡勿凜偲侃亥丞
 杜智昌敦揃托悉彬庇巫尤嬉壕圭喬叢匆鳳傭侑亨乃
 李暉昂斐攔按惇徠庚已屑孟壬坐喧叶匡風儲俄亮之
 杭暢晏幹摺挺惹忽庵已峨宏夷堯喰只廿凰允俠仔乎
 杵曙晃斧撒挽惺怜廟巴峻宋奄堯喋吾卜凱兔侯伊也
 杷曝眇斯撰掬惚恢廻巷峻宕奎坦嘩吞卯函兜俐伍云
 枇曳晒於撞捲慧恰弘巽嵯宥套埴嘉吻卿劉其倭伽亘
 柑朋晋旭播捷憐恕弛帖嵩寅娃堰嘗哉厨劫訝俱佃互
 柴朔晟昂撫捺戊悌彗幌嶺寓姪堺噲哨廐勁凌倦佑些

絃篠竿穰禎磯矩甥琥玖爾焚漕淋洲毘檀槍楓栳栖柘
 紬簞笈穰禎祇砦甫琶珂牒煌漣渥洵毳櫨槌榔梁桐柎
 絆簾篴穹禽祢砥皐琵珈牟煤滯渾洛汀櫛櫟檣棲栗柏
 絢粬笙穿禾禰砧畢琳珊牡煉濡湘浩汝櫓楓楊棕梧枉
 綺粥笠窄秦祐硯疋瑚珀牽熙瀕湊湮汐欣樟榎椀梓柚
 綜粟筭窪秤祐碓疏瑞玲犀燕灘湛淵汲欽槌樺楯梢桧
 綴糊筑窺稀禱碗皐瑤琢狼燎灸溢淳沌歎橘櫛楚椰檜
 緋紘箕竣稔禱碩皓瑳琢猪燦灼滉渚沓此樽榛檣梯桀
 綾紗箔豎稟祿碧眸瓜琉猪燭烏溜渚沫殆橙楨椿桶桔
 綸紐篇竺稜祿磬瞽瓢瑛獅燿焰漱淀洸毅檣楨楠梃桂

注「」は、相互の漢字が同一の字種であることを示したものである。

鼎鵬鯛馨鞍陀錘醇逢辰貫詢衿藁蓬蒔萊荻芦腔而縞
 鷗鰯馴鞞隈錐酬遙¹辻賑詫袈薩蔓菟菱莫苑脹耶徽
 鷺鱗馳鞠隼鏑醞遙¹迂赴誼袴蘇蕎蒼葦莉茄膏耽繫
 鷺鱗駕鞭雀錫醬遁迄跨諏裡蘭蕨蒲葵菅苔臥聰繡
 鷹鳩駿頁雁鋤釉遼迪蹄諄裘蝦蕉蒙萱堇苒舜肇纂
 麒鳶驍頌雛鎧釘邑迪蹟諒裳蝶蕃蓉葺菖茅舵肋纏
 麟鳳魁頗雫閃釧祁迦輔謂襖螺蕪蓮萩苟茱芥肴矜
 磨鴨魯顛霞閏銑郁這輯諺訊蟬雍蔭董菩茸芹胤翔
 黎鴻鮎颯靖閤鋒鄭逞輿讚訣蟹蕾蔣葡萌¹茜芭胡翠
 黛鵝鯉饗鞞阿鋸西逗轟豹註蠟路蔦蓑萌¹莞芙脩耀

醉(真) 疊(條) 將(暑) 從(者) 視(黑) 嚴(險) 藝(勳) 響(偽) 寬(懷) 價(應) 衛(亞)
 (醉)(真) (疊)(條) (將)(暑) (從)(者) (視)(黑) (嚴)(險) (藝)(勳) (響)(偽) (寬)(懷) (價)(應) (衛)(亞)
 穗(寢) 孃(狀) 祥(署) 澁(煮) 兒(穀) 廣(圈) 擊(薰) 曉(戲) 漢(樂) 禍(櫻) 謁(惡)
 (穗)(寢) (孃)(狀) (祥)(署) (澁)(煮) (兒)(穀) (廣)(圈) (擊)(薰) (曉)(戲) (漢)(樂) (禍)(櫻) (謁)(惡)
 瀨(愼) 讓(乘) 涉(緒) 獸(壽) 濕(碎) 恆(檢) 縣(惠) 勤(虛) 氣(渴) 悔(奧) 圓(為)
 (瀨)(愼) (讓)(乘) (涉)(緒) (獸)(壽) (濕)(碎) (恆)(檢) (縣)(惠) (勤)(虛) (氣)(渴) (悔)(奧) (圓)(為)
 齊(盡) 釀(淨) 燒(諸) 縱(收) 實(雜) 黃(顯) 儉(揭) 謹(峽) 祈(卷) 海(橫) 緣(逸)
 (齊)(盡) (釀)(淨) (燒)(諸) (縱)(收) (實)(雜) (黃)(顯) (儉)(揭) (謹)(峽) (祈)(卷) (海)(橫) (緣)(逸)
 靜(粹) 神(剩) 獎(敍) 祝(臭) 社(社) 國(驗) 劍(鷄) 駟(狹) 器(陷) 壞(溫) 園(榮)
 (靜)(粹) (神)(剩) (獎)(敍) (祝)(臭) (社)(社) (國)(驗) (劍)(鷄) (駟)(狹) (器)(陷) (壞)(溫) (園)(榮)

攝(撰) 節(節) 專(專) 戰(戰) 纖(纖)
 禪(禪) 祖(祖) 壯(壯) 爭(爭) 莊(莊)
 搜(搜) 巢(巢) 曾(曾) 裝(裝) 僧(僧)
 層(層) 瘦(瘦) 騷(騷) 增(增) 憎(憎)
 藏(藏) 贈(贈) 臟(臟) 即(即) 帶(帶)
 滯(滯) 瀧(瀧) 單(單) 嘆(嘆) 團(團)
 彈(彈) 晝(晝) 鑄(鑄) 著(著) 廳(廳)
 徵(徵) 聽(聽) 懲(懲) 鎮(鎮) 轉(轉)
 傳(傳) 都(都) 嶋(嶋) 燈(燈) 盜(盜)
 稻(稻) 德(德) 突(突) 難(難) 拜(拜)
 盃(盃) 賣(賣) 梅(梅) 髮(髮) 拔(拔)
 繁(繁) 晚(晚) 卑(卑) 祕(祕) 碑(碑)
 賓(賓) 敏(敏) 富(富) 侮(侮) 福(福)
 拂(拂) 佛(佛) 勉(勉) 步(步) 峯(峯)
 墨(墨) 翻(翻) 每(每) 萬(萬) 默(默)
 埜(埜) 彌(彌) 藥(藥) 與(與) 搖(搖)
 樣(樣) 謠(謠) 來(來) 賴(賴) 覽(覽)
 欄(欄) 龍(龍) 虜(虜) 涼(涼) 綠(綠)
 淚(淚) 壘(壘) 類(類) 禮(禮) 曆(曆)
 歷(歷) 練(練) 鍊(鍊) 郎(郎) 朗(朗)
 廊(廊) 錄(錄) 鍊(鍊) 郎(郎) 朗(朗)

注 括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字又は第六十八条の二第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

別表第三(第七十八条の四第四項関係)

第二十條第一項

第二十一條第一項本文及び同項第五号

第三十條第五号

第四十一條第二項

別表第四(第七十九條の二の三第一項関係)

一 外務省

別表第五(第七十九條の二の四第一項関係)

一 戸籍法第十條第一項の戸籍に記載した事項に関する証明書

二 戸籍法第十二條の二の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

三 戸籍法第四十八條第一項の届出の受理又は不受理の証明書

戸籍法第二百十條の五第一項又は第三項の通知を受けたときは、当該通知に係る届書等情報

戸籍法第二百十條の五第一項又は第三項の通知を

戸籍法第二百十條の五第一項又は第三項の通知を

戸籍法第二百十條の五第三項の通知を受けたときは、当該届書等情報

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第三條第一項の発給の申請に係る事実についての審査

四 戸籍法第二百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書

別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）

- 一 戸籍法第四十九条第一項及び第五十四条第一項の規定による出生の届出
- 二 戸籍法第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十四条の規定による認知の届出
- 三 戸籍法第六十五条の規定による死産の届出
- 四 戸籍法第六十六条、第六十八条及び第六十八条の二の規定による縁組の届出
- 五 戸籍法第六十九条の規定による縁組の取消しの届出
- 六 戸籍法第六十九条の二及び第七十三条の二の規定による縁氏を称する届出
- 七 戸籍法第七十条、第七十一条、第七十二条及び第七十三条第一項の規定による離縁の届出
- 八 戸籍法第七十三条第一項の規定による離縁の取消しの届出
- 九 戸籍法第七十四条の規定による婚姻の届出
- 十 戸籍法第七十五条第一項の規定による婚姻の取消しの届出
- 十一 戸籍法第七十五条の二及び第七十七条の二の規定による婚氏を称する届出
- 十二 戸籍法第七十六条及び第七十七条第一項の規定による離婚の届出
- 十三 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出
- 十四 戸籍法第七十八条、第七十九条及び第八十条の規定による親権又は管理権に関する届出
- 十五 戸籍法第八十一条第一項、第八十二条、第八十四条及び第八十五条の規定による未成年の後見に関する届出
- 十六 戸籍法第八十六条第一項及び第九十二条第三項の規定による死亡の届出
- 十七 戸籍法第九十四条の規定による失踪宣告又は失踪宣告の取消しの届出
- 十八 戸籍法第九十五条及び第九十九条の規定による復氏の届出
- 十九 戸籍法第九十六条の規定による姻族関係終了の届出
- 二十 戸籍法第九十七条の規定による推定相続人の廃除又は推定相続人の廃除の取消しの届出
- 二十一 戸籍法第九十八条の規定による入籍の届出
- 二十二 戸籍法第一百条第一項の規定による分籍の届出
- 二十三 戸籍法第一百零二条第一項の規定による国籍取得の届出
- 二十四 戸籍法第一百零二条の二の規定による帰化の届出
- 二十五 戸籍法第一百零三条第一項の規定による国籍喪失の届出
- 二十六 戸籍法第一百零四条第一項の規定による国籍留保の届出
- 二十七 戸籍法第一百零四条の二第一項の規定による国籍選択の届出
- 二十八 戸籍法第一百零六条第一項の規定による外国国籍喪失の届出
- 二十九 戸籍法第一百七条の規定による氏の変更の届出
- 三十 戸籍法第一百七条の二の規定による名の変更の届出
- 三十一 戸籍法第一百零八条第一項の規定による転籍の届出
- 三十二 戸籍法第一百零一条第一項及び第一百一十一条の規定による就籍の届出
- 三十三 戸籍法第一百零三条、第一百零四条及び第一百零六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

別表第七（第七十九条の五第一項関係）

- 一 戸籍法第四十八条第一項の届出の受理又は不受理の証明書
- 二 戸籍法第二百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書

附録目録

- 第一号 戸籍の様式
- 第二号 戸籍簿表紙の様式
- 第三号 見出帳の様式
- 第一 戸籍簿の見出帳の様式
- 第二 除籍簿の見出帳の様式
- 第四号 見出票の様式
- 第五号 受附帳の様式

第六号	戸籍の記載のひな形
第七号	戸籍記載例
第八号	戸籍の消除の様式
第一	全部の消除
第二	一部の消除
第九号	戸籍の訂正の様式
第一	全部の訂正
第二	一部の訂正
第十号	本籍の更正の様式
第十一号	出生の届書の様式
第十二号	婚姻の届書の様式
第十三号	離婚の届書の様式
第十四号	死亡の届書の様式
第十五号	謄本又は抄本の附記の様式
第一	一般の謄本又は抄本の附記の様式
第二	全員を記載した抄本の附記の様式
第十六号	削除
第十七号	記載事項証明書の書式
第十八号	錯誤又は遺漏の通知書の書式
第十九号	催告書の書式
第一	届出又は申請の催告書の書式
第二	同追完の催告書の書式
第三	同第二回以後の催告書の書式
第二十号	受理又は不受理の証明書の書式
第二十一号	特別様式による受理証明書の書式
第二十二号	第七十三条第一項の書面の様式
第一	戸籍の全部事項証明書
第二	戸籍の個人事項証明書
第三	戸籍の一部事項証明書
第四	除かれた戸籍の全部事項証明書
第五	除かれた戸籍の個人事項証明書
第六	除かれた戸籍の一部事項証明書
第二十三号	第七十三条第一項の書面の付記の様式
第一	戸籍の全部事項証明書
第二	戸籍の個人事項証明書
第三	戸籍の一部事項証明書
第四	除かれた戸籍の全部事項証明書
第五	除かれた戸籍の個人事項証明書
第六	除かれた戸籍の一部事項証明書
第二十四号	第七十三条第一項の書面の記載のひな形
第二十五号	第七十三条第一項の書面の記載例
第二十六号	戸籍の消除に係る第七十三条第一項の書面の様式
第一	全部の消除
第二	一部の消除
第二十七号	戸籍の訂正に係る第七十三条第一項の書面の様式
第一	全部の訂正

第二	一部の訂正
第二十八号	本籍の更正に係る第七十三条第一項の書面の様式
第二十九号	第七十三条の三の書面の付記の書式
第一	戸籍の全部事項証明書
第二	除かれた戸籍の全部事項証明書
第三十号	届書等情報内容証明書の付記の書式
第三十一号	戸籍電子証明書等の付記の書式
第三十二号	戸籍電子証明書提供用識別符号等の様式
第一	戸籍電子証明書提供用識別符号
第二	除籍電子証明書提供用識別符号
第三十三号	第七十九条の六第一項括弧書きの情報の書式
第一	戸籍の全部事項証明書
第二	戸籍の個人事項証明書
第三	戸籍の一部事項証明書
第四	除かれた戸籍の全部事項証明書
第五	除かれた戸籍の個人事項証明書
第六	除かれた戸籍の一部事項証明書
第三十四号	第七十九条の十二第一項の書面の書式
第三十五号	第七十九条の十二第四項の書面の書式
第一	戸籍の一部を証明した書面
第二	除かれた戸籍の一部を証明した書面
第三十六号	第七十九条の十二第五項の書面の付記の書式
第一	戸籍の一部を証明した書面
第二	除かれた戸籍の一部を証明した書面

附録第一号様式 戸籍（第一条関係）

附録第一号様式 戸籍(第一条関係)

[illegible]

(表)

附録第二号様式 戸籍簿表紙（第四条関係）

（何冊の内第一）

戸籍簿（副本）（地区の名称）

何区役所

附録第四号様式 見出票（第六条関係）

筆頭者名 氏名					
本籍					
戸籍編製 年月日					
除籍 年月日		冊数		丁数	
備考					

附録第五号様式 受附帳（日本産業規格B列四番の丈夫な用紙、横書きとすることができる。）（第二十一条関係）

令和何年

戸籍受附帳

何町村役場

附録第六号 戸籍の記載のひな形（第三十三条関係）

附録第六号 戸籍の記載のひな形（第三十三条関係）

注意

このひな形は、戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すにとどまり、必要な記載事項を全部示すものではない。

本籍		氏名	
東京都千代田区平河町一丁目四番地		甲野義太郎	
平成四年正月十日編製④			
平成五年正月六日平河町一丁目十番地に転籍届出④			
昭和四拾年六月式拾日東京都千代田区で出生同月式拾五日父届出入籍④		父	甲野幸雄
平成四年正月十日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍④		母	松子
令和参年正月七日妻とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月式拾日大阪府北区長から送付④		夫	義太郎
令和五年正月七日千葉市中央区千葉港五番地丙山竹子同籍信夫を認知届出④		生	昭和四拾年六月式拾日
昭和四拾年正月八日京都市北区で出生同月十日父届出入籍④		父	乙野忠治
平成四年正月十日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山西町十八番地乙野梅子戸籍から入籍④		母	春子
令和参年正月七日夫とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月式拾日大阪府北区長から送付④		妻	梅子
		生	昭和四拾年正月八日
平成四年正月十日東京都千代田区で出生同月十日父届出入籍④		父	甲野義太郎
令和貳年正月十日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月式拾日父届出同月式拾日大阪府北区長から送付④		母	梅子
令和参年正月六日丙野松子と婚姻届出同月十日横浜市中区長から送付同区昭和町十八番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍④		生	平成四年正月十日
		出	朱
		生	平成四年正月十日

1

一字追加④

平成六年式月拾五日東京都千代田区で出生同月拾九日父届出入籍④					平成拾老年拾月七日特別養子となる縁組の裁判確定同月拾貳日養父母届出同月拾六日大阪市北区長から送付東京都千代田区平河町一丁目十番地に丙山の氏の新戸籍編製につき除籍④					平成拾八年拾貳月九月特別養子離縁の裁判確定同月拾五日父母届出大阪市北区西天満二丁目六番地に甲野の氏の新戸籍編製④				
平成九年七月九日千葉市中央区で出生同月拾参日父届出同月拾五日同区长から送付入籍④					平成拾八年拾月参日乙原信吉と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目八番地乙原信吉戸籍に入籍に除籍④					昭和六拾貳年参月拾七日横浜市中区で出生同月拾八日母届出同月式拾日同区长から送付入籍④				
平成拾七年参月式拾日母の氏を称する入籍届出京都市北区小山西町十八番地乙野梅子戸籍から入籍④					平成拾八年四月拾貳日乙野忠治同人妻春子の養子となる縁組届出同月拾六日京都市北区長から送付同区小山西町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍④					平成拾八年参月六日千葉市中央区で出生同月拾七日母届出同月式拾日同区长から送付入籍④				
平成拾四年拾貳月拾参日午後八時参拾分東京都千代田区で死亡同月拾五日親族甲野義太郎届出除籍④					昭和六拾貳年参月拾七日					甲野義太郎				
出生					出生					出生				
朱					朱					朱				
父					父					父				
甲野義太郎					甲野義太郎					甲野義太郎				
梅子					梅子					梅子				
男					女					女				
長					長					長				

郎太義 野甲 2

平成式拾四年五月参日東京都千代田区で出生同月六日父届出入籍④ 令和参年参月拾七日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届 出(代諾者親権者父母)同月式拾日大阪市北区長から送付京都市北区 小山初音町二十番地乙川孝助戸籍から入籍④										平成式拾四年五月参日 英助 義母 義父 母 父 梅子 甲野義太郎 冬子 乙川孝助 子 養 男 二									
平成九年七月九日千葉市中央区で出生同月拾参日父届出同月拾五日 同区長から送付入籍④ 令和参年七月五日夫乙原信吉と協議離婚届出同月七日横浜市中 区長から送付同区本町一丁目八番地乙原信吉戸籍から入籍④ 令和参年八月式日分籍届出東京都中央区日本橋室町一丁目一番 地に新戸籍編製につき除籍④										平成九年七月九日 朱 朱 み ち 生出 平成九年七月九日									
令和四年六月参日東京都千代田区で出生同月参日母届出同月拾 日同区長から送付入籍④ 令和五年参月七日甲野義太郎認知届出同月拾日東京都千代田区 長から送付④ 令和五年参月拾五日父の氏を称する入籍親権者母届出千葉市中 央区千葉港五番地丙山竹子戸籍から入籍④ 令和五年参月式拾日親権者を父と定める旨父母届出④										甲野義太郎 丙山竹子 男 長 信夫 生出 令和四年六月参日									
平成参拾年四月参日名古屋市中区で出生同月七日母届出入籍④ 令和五年式月拾式日民法八百七条の一による裁判確定同月拾 五日父母届出名古屋市中区三の九四丁目三番甲野啓一郎戸籍から入籍 ④										啓二郎 母 父 梅子 甲野義太郎 三 男									
生出 平成参拾年四月参日										郎太義 野甲									

附録第七号 戸籍記載例									
番号	事件の種類別	届出地	戸記載する籍	記載する欄	記 載 例				
一 出 生									
1	嫡出子の出生届	本籍地 非本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	令和四年 ㊦ 月 ㊨ 日 東京都千代田区で出生同月拾四日父届出入籍 ㊦				
2		本籍地 非本籍地	右 同	右 同	令和四年 ㊦ 月 ㊨ 日 さいたま市浦和区で出生同月拾四日父届出同月拾八日同市長から送付入籍 ㊦				
3	右 (国籍留保とともに届出があった場合) 同	在外公館	右 同	右 同	令和九年九月拾五日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同月式拾日父国籍留保とともに届出同年拾月拾五日在サンパウロ総領事から送付入籍 ㊦				
4	右 天災その他届出義務者の責めに帰することのできない事由により期間経過後に国籍留保とともに届出があった場合 同	右 同	右 同	右 同	令和拾参年 ㊦ 月 式拾日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同年四月参拾日父国籍留保とともに届出(責めに帰することのできない事由のため期間経過)同年五月式拾日在サンパウロ総領事から送付入籍 ㊦				
5	戸籍法六十二条による嫡出子の出生届	本籍地 非本籍地	右 同	右 同	令和六年拾 ㊦ 月 参拾日東京都千代田区で出生同年拾式月拾日父母届出入籍 ㊦				
6			右 同	右 同	令和六年拾 ㊦ 月 参拾日山梨県山梨市で出生同年拾式月拾日父母届出同月拾四日同市長から送付入籍 ㊦				

15	14	13	二 認 知	12	11	10	9	8	7
右 同	認 知 届			右 （母につき新戸籍を） 編製する場合 同				嫡出でない子の出生届	
	父の本籍地			非本籍地				非本籍地	本籍地
父母の戸籍	母の戸籍	父の戸籍		従前の戸籍	母の新戸籍			右 同	母の戸籍
身分事項欄の	身分事項欄の	身分事項欄の		身分事項欄の	身分事項欄の	身分事項欄の	戸籍事項欄	右 同	右 同
令和拾八年参月五日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出⑩	令和四年参月八日京都市千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知届出同月拾日同区長から送付⑩	令和四年参月八日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出⑩		令和六年拾貳月貳拾八日京都市北区で出生同年拾貳月貳日母送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍⑩	令和六年拾参月貳拾八日京都市北区で出生同年拾参月貳日母届出同月拾日同区長から送付入籍⑩	子の出生届出令和六年拾貳月拾日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍⑩	令和六年拾貳月拾日編製⑩	令和五年貳月拾参日京都市北区で出生同年参月貳日母届出入籍⑩	令和五年貳月拾参日京都市北区で出生同年参月貳日母届出入籍⑩

23		22	21	20	19	三 養 子 縁 組	18	17	16
夫婦が十五歳未満の者を養子とする縁組届			夫婦が十五歳以上の未成年者を養子とする縁組届				裁判による認知届		(子が嫡出子の身分)を取得する場合)
右			養親の本籍地の				子の本籍地		右
養親の戸籍			養子の縁組前の戸籍	養親の戸籍			母の戸籍	父の戸籍	子の戸籍
養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄		右	養子の身分事項欄	養父母の各身分事項欄		子の身分事項欄	父の身分事項欄	子の身分事項欄
令和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届(代諾者親権者父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助戸籍から入籍㊦			令和五年六月拾日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁組届㊦				令和四年壹月拾参日妻(夫)とともに乙川英助を養子とする縁組届㊦	令和四年貳月拾四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出㊦	令和四年貳月拾四日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月貳拾壹日同区長から送付㊦

32	31	30	29	28	27	26	25	24
		配偶者を有しない者が 養子をする縁組届 (養親につき新戸籍 を編製する場合)			夫婦の一方が他方の 同意を得て養子をする 縁組届			
		右 同			右 同			
	養親の戸籍	養親の 従前の戸籍	養親の 新戸籍		養子の縁組 前の戸籍	養親の戸籍		養子の縁組 前の戸籍
戸籍事項欄	特別養子の 身分事項欄	右 同	養親の 身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	養子の 身分事項欄	養親の 身分事項欄	右 同
令和拾参年参月式拾六日編製① 令和拾参年参月式拾六日消除①	令和拾参年参月拾五日民法八百十七条の二による裁判確定同 月式拾日父母届出京都市北区小山初音町十八番地甲野英助戸籍 から入籍①	令和貳年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代 田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍①	令和貳年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代 田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍①		令和拾貳年壹月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出同月式 拾五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野 義太郎戸籍に入籍につき除籍①	令和拾貳年壹月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出大阪市 北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍①		令和五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届 出(代諾者親権者父母)東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野 義太郎戸籍に入籍につき除籍①

40	39	38	37	36	35	四 養 子 離 縁	34	33
右 養子の復籍すべき 戸籍が既に除かれ ている場合又は養 子が新戸籍編製の 申出をした場合 同			十五歳以上の養子が養 親と同一の戸籍にある 場合の協議離縁届				夫婦が戸籍を異にする 者を特別養子とした 縁組届	
本養親地の			非本籍地				右 同	
養親の戸籍	養子の 新戸籍		養親の戸籍		養子の縁組 前の戸籍		特別養子の 従前の戸籍	特別養子の 新戸籍
右 同	養子の 身分事項欄	戸籍事項欄	養子の 身分事項欄	養父母の各 身分事項欄	養子の 身分事項欄		右 同	特別養子の 身分事項欄
令和五年式月式日養父甲野義太郎と協議離縁届出京都市北区 小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊦	令和五年式月五日編製㊦ 令和五年式月式日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東 京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸 籍から入籍㊦		令和四年式月式日京都市北区長から送付㊦ 令和四年式月式日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届 出同年式月式日京都市北区長から送付㊦		令和四年式月式日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届 出同月参拾日京都市北区長から送付東京都千代田区平河町一丁 目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊦		令和拾参年参月拾五日特別養子となる縁組の裁判確定同月式 拾日養父母届出同月式拾六日東京都千代田区長から送付京都市 北区小山初音町十八番地に甲野の氏の新戸籍編製につき除籍㊦ 令和拾参年参月拾五日甲野義太郎同人妻梅子の特別養子とな る縁組の裁判確定同月式拾日父母届出同月式拾六日東京都千代 田区長から送付京都市北区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍か ら入籍東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入 籍につき除籍㊦	

48	47	46	45	44	43	42	41
裁判による離縁届		養子死亡後の離縁届	養親死亡後の離縁届			十五歳未満の養子の協議離縁届	
右 同		本養親の 籍地の	本離縁後の 籍地の			右 同	
	養子の縁組 前の戸籍	右 同	養親の戸籍	養子の縁組 前の戸籍	養親の戸籍		養子の縁組 前の戸籍
養父母の各 身分事項欄	養子の 身分事項欄	養父母の各 身分事項欄	右 同	右 同	養子の 身分事項欄	養親の 身分事項欄	右 同
令和参年八月式拾七日妻(夫)とともに養子英助と離縁の裁判 確定同年九月壹日届出㊟	令和参年八月式拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判 確定同年九月壹日養父母届出同月参日東京都千代田区長から送 付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊟	㊟ 令和拾壹年七月拾五日妻(夫)とともに養子亡英助と離縁届出	令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出 同月拾八日大阪市北区長から送付同区老松町二丁目六番地乙川 孝助戸籍に入籍につき除籍㊟	令和六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出 横浜市中区昭和町十八番地甲野義太郎戸籍から入籍㊟	令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権 者となるべき父母)東京都千代田区永田町二丁目五番地乙川孝助 戸籍に入籍につき除籍㊟	令和参年六月参日養子英助と協議離縁届出㊟	令和参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出(協議者親権 者となるべき父母)同月五日京都市北区長から送付同区小山初音 町二十番地甲野義太郎戸籍から入籍㊟

57	56	55	54	53	52	51	50	49
右 離縁により新戸籍 が編製されている 者から届出があつ た場合において、 他に在籍者が不在 とき		右 離縁により復籍し た者から届出があ り新戸籍を編製す る場合		氏を称する際 離縁の届出と同時 に養子から届出が あり新戸籍を編製 する場合		離縁の際の 氏を称する際 離縁の届出と同時 に養子から届出が あり新戸籍を編製 する場合		
右 同		本 籍 地		右 同				
氏を称した 者の戸籍		従前の戸籍	新 戸 籍	養親の戸籍	新養 子 籍	養親の戸籍		
氏を称した 者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	氏を称した 者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	養子の 身分事項欄	戸籍事項欄	養子の 身分事項欄
令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出①		令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出① 更①	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出① 令和拾参年八月拾参日編製①	令和拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出① 令和拾参年八月拾参日編製①	令和拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出① 同日戸籍法七十三条の二の届出同月拾七日東京都千代田区長 から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍①	令和拾参年七月拾参日戸籍法七十三条の二の届出① 令和拾参年七月拾七日編製①		令和参年八月式拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判 確定同年九月壹日養父母届出大阪府北区西天満二丁目六番地乙 川孝助戸籍に入籍につき除籍①

67		66	65	64	63	62	61	60	59	58	五 婚 姻
右 不受理の処分をした婚姻届について 同		右 婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合 同			夫の氏を称する婚姻届						
右 同		右 同			夫の本籍地						
夫の戸籍		妻の婚姻前の戸籍	夫の戸籍		妻の婚姻前の戸籍	夫の婚姻前の戸籍	夫の夫婦の新戸籍				
妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	右 同	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄	戸籍事項欄		
令和六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壹日記載㊟		令和六年七月拾九日乙野梅子と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壹日記載㊟		令和六年参月壹日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊟		令和六年参月壹日乙野梅子と婚姻届出㊟		令和四年参月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊟		令和四年参月拾日編製㊟	
令和六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壹日記載㊟		令和六年参月壹日甲野義太郎と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壹日記載㊟		令和六年参月壹日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊟		令和四年参月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊟		令和四年参月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊟		令和四年参月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊟	

75	74	73	72	71	70	69	68
日 本 人 女 と 外 籍 男 と 外 籍 女 と			妻 の 氏 を 称 する 届 する			受理を命ずる裁判 があつた場合	
本 籍 地			非 本 籍 地				
日本 人 たる 妻 の 戸 籍 前	日本 人 たる 妻 の 新 戸 籍		夫 の 婚 姻 前 の 戸 籍	妻 の 婚 姻 前 の 戸 籍	夫 婦 の 新 戸 籍	妻 の 婚 姻 前 の 戸 籍	
右 同	妻 身 分 事 項 欄 の	戸 籍 事 項 欄	夫 身 分 事 項 欄 の	妻 身 分 事 項 欄 の	夫 身 分 事 項 欄 の	右 同	右 同
令和八年 月 日 国 籍 ア メ リ カ 合 衆 国 フ ァ ン デ ン ボ ッ シ ュ、 ウ ェ イ ン (西 暦 千 九 百 九 拾 六 年 月 日 生) と 婚 姻 届 出 東 京 都 千 代 田 区 平 河 町 一 丁 目 四 番 地 に 新 戸 籍 編 製 に つ き 除 籍 ①	令和八年 月 日 国 籍 ア メ リ カ 合 衆 国 フ ァ ン デ ン ボ ッ シ ュ、 ウ ェ イ ン (西 暦 千 九 百 九 拾 六 年 月 日 生) と 婚 姻 届 出 東 京 都 千 代 田 区 平 河 町 一 丁 目 四 番 地 乙 野 忠 治 戸 籍 から 入 籍 ①	令和八年 月 日 編 製 ①	令和五年 月 日 送 付 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 日 横 浜 市 中 区 長 初 音 町 二 十 番 地 に 妻 の 氏 の 新 戸 籍 編 製 に つ き 除 籍 ①	令和五年 月 日 送 付 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 日 横 浜 市 中 区 長 初 音 町 二 十 番 地 に 妻 の 氏 の 新 戸 籍 編 製 に つ き 除 籍 ①	令和五年 月 日 送 付 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 日 横 浜 市 中 区 長 初 音 町 二 十 番 地 乙 野 忠 治 戸 籍 から 入 籍 ①	令和六年 月 日 送 付 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 日 横 浜 市 中 区 長 初 音 町 二 十 番 地 乙 野 忠 治 戸 籍 から 入 籍 ①	令和六年 月 日 送 付 日 甲 野 義 太 郎 と 婚 姻 届 出 同 月 日 横 浜 市 中 区 長 初 音 町 二 十 番 地 乙 野 忠 治 戸 籍 から 入 籍 ①

81	80	79	78	77	76
	右 (追完届による場合) 同	右 (子が父母と戸籍を 異にするとき) 同	父母の婚姻により子が 嫡出子の身分を取得す る場合の記載 (子が父母と同一の 戸籍にあるとき)	婚姻の証書の謄本又は 証明書の提出 外国にある日本人 男が外国人女と所 在国の方式に従っ て婚姻した場合で 婚姻前既に夫が戸 籍の筆頭に記載さ れているとき	右 婚姻前既に日本人 女が戸籍の筆頭に 記載されている場 合 同
				在外公館	非本籍地
妻の婚姻 前の戸籍	右 同	子の戸籍	父母の戸籍	日本人たる 夫の戸籍	日本人たる 妻の戸籍
妻の 身分事項欄	右 同	右 同	嫡出子の身 分を取得し た子の身分 事項欄	夫の 身分事項欄	右 同
令和八年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同 月拾八日請求同月式拾日東京都千代田区長から送付同区平河町 一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊟	令和拾八年壹月拾日父母婚姻届出同月式拾六日父母追完届出 同月参拾日東京都千代田区長から送付父母との続柄訂正㊟	令和拾八年壹月拾日父母婚姻届出同月拾参日東京都千代田区 長から送付父母との続柄訂正㊟	令和拾八年壹月拾日父母婚姻届出父母との続柄訂正㊟	令和九年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ベルナル、マリア (西暦式千壹年壹月壹日生)と同国ニューヨーク州の方式により 婚姻同月式拾日証書提出同年五月拾五日在ニューヨーク総領事 から送付㊟	令和八年壹月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、 ウェイン(西暦千九百九拾六年壹月壹日生)と婚姻届出同月式拾 貳日横浜市中区長から送付㊟

90	89	88	87	86	85	84	六 離 婚	83	82
	右 妻の復籍すべき戸籍が既に除かれて いる場合又は妻が 新戸籍編製の申出 をした場合 同			夫の氏を称する婚姻を した夫婦の協議離婚届				婚姻取消の記載請求	
	右 同			夫 本 籍 婦 地 の					
妻の婚姻 前の戸籍	夫婦の戸籍	妻の新戸籍		夫婦の戸籍		妻の婚姻 前の戸籍		夫の戸籍	
右 同	右 同	妻 身分事項欄 の	戸籍事項欄	妻 身分事項欄 の	夫 身分事項欄 の	妻 身分事項欄 の		妻 身分事項欄 の	夫 身分事項欄 の
令和七年四月拾日夫甲野義太郎と離婚の裁判確定（調停成立、和解成立、請求認諾）同月拾四日届出同月式拾日横浜市中区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍①	令和五年式月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍①	令和五年式月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍①		令和四年式月参拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍①	令和四年式月参拾日妻梅子と協議離婚届出①	令和四年式月参拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同年式月式日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍①		令和八年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求①	令和八年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求①

100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
離婚により新戸籍が編製されている者が届出があつた場合において、他に在籍者がいないとき		離婚により復籍した者から届出がある場合			離婚の届出と同時に妻から届出がある場合			夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判（調停、和解、請求の認諾）による離婚届	
右 同		本 籍 地			夫 籍 婦 地 の			非 本 籍 地	
氏を称した者の戸籍		従前の戸籍	新 戸 籍		夫婦の戸籍	妻の新戸籍		夫の戸籍	
氏を称した者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	氏を称した者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	妻の身分事項欄	戸籍事項欄	妻の身分事項欄	夫の身分事項欄
令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出㊦		令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出により氏変更㊦		令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊦	令和参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊦	令和参年七月四日夫野義太郎と協議離婚届出㊦	令和参年七月四日夫野義太郎と協議離婚届出㊦	令和七年四月拾日夫妻梅子と離婚の裁判確定（調停成立、和解成立、請求認諾）同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から送付京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊦	令和七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定（調停成立、和解成立、請求認諾）同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から送付京都市北区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊦

107	106	105	七 親権及び未成年者の後見	104	103	102	101
親権者変更届	裁判による親権者指定届	協議による親権者指定届		右 (子が父又は母と戸籍を異にする場合) 同	合 (子が父又は母と同一の戸籍にある場合) 同 裁判上の離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載	右 (子が父又は母と戸籍を異にする場合) 同	合 (子が父又は母と同一の戸籍にある場合) 同 協議離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載
本籍地	非本籍地	本籍地					
右 同	右 同	子の戸籍		子の戸籍	父又は母の戸籍	子の戸籍	父又は母の戸籍
右 同	右 同	身分事項欄の		右 同	右 同	右 同	身分事項欄の
届出 令和六年参月七日親権者を母に変更の裁判確定同月拾参日母届出 [㊟]	令和五年式月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届出同月拾壹日横浜市中区長から送付 [㊟]	令和四年壹月拾貳日親権者を父と定める旨父母届出 [㊟]		令和七年四月拾日親権者を母と定められる同月拾四日母届出同月拾九日横浜市中区長から送付 [㊟]	令和七年四月拾日親権者を母と定められる [㊟]	令和四年壹月参拾日親権者を父と定める旨父母届出同年式月参日東京都千代田区长から送付 [㊟]	令和四年壹月参拾日親権者を父と定める旨父母届出 [㊟]

117	116	115	114	113	112	111	110	109	108
親権者の代行者改任の 裁判発効による嘱託	右 (その他の場合) 同	親権者の職務執行停止 及び代行者選任(改任) の裁判失効による嘱託 (合) 親権者の指定、変 更の裁判確定の場	親権者の職務執行停 止及び代行者選任の 裁判発効による嘱託	親権 (管理権) 回復届	親権 (管理権) 辞任届	親権停止の審判取消届	親権(管理権) 喪失の 審判取消届	親権停止の審判確定に よる嘱託	親権(管理権) 喪失の審 判確定による嘱託
				右 同	右 同	右 同	本 籍 地		
右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
令和六年七月七日親権者母の代行者を東京都千代田区永田町 二丁目五番地乙原高助に改任の裁判発効同月拾貳日嘱託 [㊟]	令和六年参月拾壹日親権者母の職務執行停止の裁判失効同月 拾六日嘱託 [㊟]	令和五年貳月貳拾日親権者を父と定める裁判(親権者を父に変 更の裁判)確定により親権者母の職務執行停止の裁判失効同月貳 拾参日嘱託 [㊟]	令和五年拾月拾九日親権者母の職務執行停止及び代行者東京 都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月貳 拾四日嘱託 [㊟]	令和拾年七月拾五日父親権(管理権)回復届出 [㊟]	令和九年六月拾参日父親権(管理権)辞任届出 [㊟]	令和貳拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月 九日同人親族乙原清吉届出 [㊟]	令和貳拾五年九月参日父親権(管理権)喪失の審判取消の裁判 確定同月九日同人親族乙原清吉届出 [㊟]	令和貳拾四年六月壹日父親権停止(停止期間二年間)の審判確 定同月四日嘱託 [㊟]	令和貳拾四年六月壹日父親権(管理権)喪失の審判確定同月四 日嘱託 [㊟]

123	122	121	120	119	118
未成年後見人（法人） 選任の裁判確定による 嘱託 （管理権喪失、行方 不明、長期不在等 の場合）	未成年後見人（法人） 選任の裁判確定に よる嘱託 （管理権喪失、行方 不明、長期不在等 の場合）	未成年後見人（法人） 選任の裁判確定による 嘱託 （親権喪失、親権停 止の場合）	未成年後見人（法人） 選任の裁判確定に よる嘱託 （親権喪失、親権停 止の場合）	未成年者の後見開始届 未成年後見人が法 人である場合	未成年者の後見開始届 未成年後見人が法 人である場合を除く。
				右 同	非 本 籍 地
右 同	右 同	右 同	戸見未 人成年 籍の被 後	右 同	戸未 籍成年 者の
右 同	右 同	右 同	身見未 分人成年 事項の被 後	右 同	身未 分成年 事項の 後
令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月式拾日嘱託㊦	令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に就職同月式拾参日届出同月式拾五日千葉市中央区長から送付㊦	令和式拾五年九月拾八日親権を行う者がいないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に就職同月式拾参日届出同月式拾五日同区長から送付㊦

131	130	129	128	127	126	125	124
未成年後見人解任の裁判確定による嘱託	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め、の取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め、の取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め、の取消の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め、の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め、の裁判確定による嘱託	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め、の裁判確定による嘱託
右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同
令和貳拾四年拾壹月九日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確定同月拾四日嘱託㊦	令和貳拾四年八月貳拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の裁判確定同月貳拾七日嘱託㊦	令和貳拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定め、の取消の裁判確定同月七日嘱託㊦	令和貳拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定め、の取消の裁判確定同月七日嘱託㊦	令和貳拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定め、の取消の裁判確定同月七日嘱託㊦	令和貳拾六年九月貳拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定め、の裁判確定同月貳拾九日嘱託㊦	令和貳拾六年九月貳拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定め、の裁判確定同月貳拾九日嘱託㊦	令和貳拾六年九月貳拾五日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定め、の裁判確定同月貳拾九日嘱託㊦

140	139	138	八	137	136	135	134	133	132
右 全員除籍により戸籍を 削除する場合 同	非本籍地 同 死亡者の身分事項欄	死	死亡及び失踪	未成年後見監督人（法人）選任の裁判確定による囑託	未成年後見監督人（法人を除く。）選任の裁判確定による囑託	未成年後見監督人（法人）就職届	未成年後見監督人（法人を除く。）就職届	未成年者の後見終了届	未成年後見人地位喪失届（死亡の場合）
		本籍地				右 同	右 同	右 同	本籍地
		死亡者の籍		右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
		死亡者の身分事項欄		右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
令和五年式月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者 丙原正作届出同月拾日同区长から送付除籍[㊦]	令和五年式月拾日消除[㊦]	令和四年式月九日午後八時参拾分東京都千代田区で死亡同月拾壹日親族甲野義太郎届出除籍[㊦]		令和式拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に選任の裁判確定同月式拾日囑託[㊦]	令和式拾五年九月拾八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に選任の裁判確定同月式拾日囑託[㊦]	令和式拾四年六月八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に就職同月拾壹日届出[㊦]	令和拾六年式月八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に就職同月拾壹日届出[㊦]	令和拾四年拾壹月壹日成年に達したため未成年者の後見終了同月九日届出[㊦]	令和式拾四年拾月七日未成年後見人甲原孝吉死亡未成年後見人乙原高助同月拾五日地位喪失届出[㊦]

150	149	148	147	146	九 生存配偶者の復氏	145	144	143	142	141
右 復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合			生存配偶者の復氏届			失踪宣告の取消により婚姻解消事項を削除する場合の記載	失踪宣告取消届	配偶者の失踪による婚姻解消に関する記載	失踪宣告届	配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載
右 同			復氏後の本籍地				本籍地		本籍地	
婚姻後の戸籍	新戸籍		婚姻後の戸籍	婚姻前の戸籍		右 同	右 同	右 同	失踪者の戸籍	右 同
右 同	復氏者の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同	復氏者の身分事項欄		失踪者の身分事項欄	従前の身分事項欄	生存配偶者の身分事項欄	失踪者の身分事項欄	生存配偶者の身分事項欄
令和五年式月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都府北區長から送付同区小山村初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍印	令和五年式月拾七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印		令和六年式月七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都市北区長から送付同区小山村初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍印	令和六年式月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍印		令和拾貳年九月式拾六日夫失踪の記載消除印	令和拾貳年九月式拾壹日失踪宣告取消の裁判確定同月式拾六日妻届出失踪の記載消除印	令和四年参月拾日夫死亡とみなされる印	令和四年参月拾日死亡とみなされる令和六年八月五日失踪宣告の裁判確定同月七日弟甲野啓次郎届出除籍印	令和四年七月六日夫死亡印

156	155	154	一二 入 籍	153	152	一一 推定相続人の廃除	151	一〇 姻族関係の終了
	入 父母の氏を称する 籍 届			推定相続人廃除取消届	推定相続人廃除届		姻族関係終了届 （夫が亡妻と同一戸籍にある場合）	
	本 籍 地			右 同	廃除された者の本籍地		本 籍 地	
	戸 子の従前の 籍	父母の戸籍		右 同	廃除された者の戸籍		生存配偶者の戸籍	
戸籍事項欄	右 同	子 身分事項欄の		右 同	廃除された者の身分事項欄		生存配偶者の身分事項欄	
令和拾参年四月拾弐日編製 [㊦]	令和拾参年拾月壹日父母の氏を称する入籍届出京都市北区小 山初音町十八番地乙野義太郎戸籍に入籍につき除籍 [㊦]	令和拾参年拾月壹日父甲野義太郎の氏を称する入籍届出同月五日東京 都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍 から入籍 [㊦]		令和五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廃除取消の裁判 確定同月拾五日父届出 [㊦]	令和四年九月拾四日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確 定同月拾五日父届出 [㊦]		令和五年壹月七日亡妻梅子の親族との姻族関係終了届出 [㊦]	

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157
	父の氏を称する入籍届 (父につき新戸籍を 編製する場合)					右 配偶者とともに届 出があった場合 同			
	入籍後の 本籍地					右 同			
子の復籍 すべき戸籍	子の従前の 戸籍	父の従前の 戸籍	父の新戸籍			子の従前の 戸籍	子の新戸籍		
右 同	子の 身分事項欄	父の 身分事項欄	子の 身分事項欄	父の 身分事項欄	戸籍事項欄	子の配偶者 (妻)の 身分事項欄	筆頭者とな る子(主)の 身分事項欄	子の配偶者 (妻)の 身分事項欄	筆頭者とな る子(主)の 身分事項欄
令和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区 平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊟	令和五年式月四日父の氏を称する入籍親権者母届出同月六日 東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎 戸籍に入籍につき除籍㊟	令和五年式月四日子の入籍届出東京都千代田区平河町一丁目 四番地に新戸籍編製につき除籍㊟	令和五年式月四日父の氏を称する入籍親権者母届出京都市北 区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍㊟	子の入籍届出令和五年式月四日東京都千代田区平河町一丁目 四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊟	令和五年式月四日編製㊟	令和拾参年四月六日夫とともに除籍㊟	令和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出京 都市北区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製につき除 籍㊟	令和拾参年四月拾式日夫とともに入籍㊟	令和拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出同 月拾式日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲 野義太郎戸籍から入籍㊟

176	175	174	一四 国籍の得喪	173	172	171	一三 分 籍	170	169	168	167
帰化届		国籍取得届 （父の戸籍に入籍する場合）		分籍届				右 復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合		入籍届 （従前の氏に復する）	
本籍地の帰化後の		本籍地		本籍地				右 同		本籍地の復氏後の	
新戸籍		父の戸籍		従前の戸籍	新戸籍			子の従前の戸籍	子の新戸籍		子の従前の戸籍
身分事項欄の帰化者の	戸籍事項欄	国籍取得者の身分事項欄		右 同	分籍者の身分事項欄	戸籍事項欄		右 同	子の身分事項欄	戸籍事項欄	右 同
令和九年参月四日帰化同月九日届出入籍（帰化の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナル、マリア） （印）		令和九年参月九日編製 （印）		令和四年参月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍 （印）		令和四年参月拾九日編製 （印）		令和七年四月九日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍 （印）		令和六年参月七日従前の氏に復する入籍届出同月九日京都市北区長から送付同区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍に入籍につき除籍 （印）	

184	一五 氏名の変更	183	182	181	180	179	178	177
戸籍法百七条一項によ る氏の変更届		外国国籍喪失届	右 国籍法十六条二項 による場合 同	右 国籍法十五条三項 による場合 同	右 合 国籍を離脱した場 合 同	国 籍喪失報告 外国の国籍を選択 した場合	国 籍選 択 届	国 籍喪失 自己の志望によつ て外国の国籍を取 得した場合 届
本籍地		非本籍地					右 同	本 籍地
氏を変更す る者の戸籍		戸 喪失者の外国国籍 籍の	右 同	右 同	右 同	戸 喪失者の 籍の	戸 選 択 者 の 籍の	戸 喪失者の 籍の
戸籍事項欄		身 喪失者の外国国籍 分事項欄の	右 同	右 同	右 同	身 喪失者の 分事項欄の	身 選 択 者 の 分事項欄の	身 喪失者の 分事項欄の
令和九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出 ^印		令和拾壹年五月六日アメリカ合衆国の国籍喪失同月参拾日届 出同年六月八日東京都千代田区長から送付 ^印	令和拾五年八月参日国籍喪失の宣告を受けたため国籍喪失同 月七日法務省民事局長報告除籍 ^印	令和拾五年八月参日国籍選択の催告を受けて選択をしなかつ たため国籍喪失同年拾月七日大阪法務局長報告除籍 ^印	令和拾五年八月参日アメリカ合衆国の国籍を有し日本国籍を 離脱したため国籍喪失同月七日東京法務局長報告除籍 ^印	令和拾五年八月参日ブラジルの国籍を選択したため国籍喪失 同年九月老日在サンパウロ総領事報告除籍 ^印	令和拾七年五月拾五日国籍選択の宣言届出 ^印	令和八年五月七日アメリカ合衆国の国籍を取得したため国籍 喪失同月式拾七日叔父乙山一郎届出除籍 ^印

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185
戸籍法百七条 の項によ る氏の変 更届			戸籍法百七条 の項によ る氏の変 更届 子が氏を 変更する 者と同一 の戸籍に ある場合			右 子が氏を 変更する 者と同一 の戸籍に ある場合 同			戸籍法百七条二項によ る氏の変 更届	
右 同			右 同			非 本 籍 地			右 同	
氏を 変 更 する 者の 戸籍 欄			氏を 変 更 する 者の 戸籍 欄			氏を 変 更 する 者の 戸籍 欄			右 同	
右 同			右 同			右 同			右 同	
令和九年拾月参日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に「フアンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍⑩			令和九年拾月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙野」の氏の新戸籍編製につき除籍⑩			令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑩			令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出⑩	
令和九年拾月参日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑩			令和九年拾月五日編製⑩			令和八年七月五日編製⑩			令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出⑩	
令和九年拾月参日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑩			令和九年拾月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地フアンデンボッシュ梅子戸籍から入籍⑩			令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑩			令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出⑩	
令和九年拾月参日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑩			令和九年拾月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地フアンデンボッシュ梅子戸籍から入籍⑩			令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍⑩			令和九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出⑩	

一八 戸籍の訂正	201	200	一七 就 籍	199	198	197	一六 転 籍	196
	就 籍 届			右 同一市町村内で転籍する場合 同	転 一の市町村から他の市町村に転籍する場合 届			名 の 変 更 届
	就 籍 地			本 籍 地	転 籍 地			本 籍 地
	新 戸 籍			戸転籍者の籍	戸転籍前の籍	戸転籍後の籍		名を変更する者の戸籍
	就籍者の身分事項欄	戸籍事項欄		右 同	右 同	戸籍事項欄		名を変更する者の身分事項欄
	届出 令和貳拾四年六月貳拾貳日就籍許可の裁判確定同月貳拾八日 印	令和貳拾四年六月貳拾八日編製 印		令和五年貳月六日西神田二丁目十番地に転籍届出 印	籍届出同月貳拾壹日同区長から送付消除 印	令和四年壹月貳拾日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出 印		令和五年貳月拾六日名の変更届出 印

209	208	207	206	205	204	203	202
養子縁組無効の裁判 による訂正申請			親子関係不存在確認の 裁判による訂正申請	父を定める裁判 による訂正申請		嫡出子否認の裁判 による訂正申請	出生の日の訂正申請
養親の戸籍		養子の縁組 前の戸籍	子の戸籍	子の従前の 戸籍	父の戸籍	子の戸籍	訂正すべき 記載のある 者の戸籍
養子の 身分事項欄	養父母の各 身分事項欄	養子の 従前の 身分事項欄	右 同	右 同	右 同	子の 身分事項欄	訂正すべき 記載のある 者の身分事項欄
令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効 の裁判確定同月八日養父母申請消除 [㊦]		令和六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効 の裁判確定同月八日養父母申請同月拾壹日東京都千代田区長か ら送付縁組の記載消除 [㊦]	令和六年七月七日丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存 在確認の裁判確定同月拾六日甲野義太郎申請消除 [㊦]	令和六年六月拾壹日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六 日同人申請同月拾八日千葉市中央区長から送付同市中央区千葉 港五番地丙山信雄戸籍に入籍につき除籍 [㊦]		令和八年五月式日嫡出子否認の裁判確定同月七日甲野義太郎 申請父の記載消除父母との続柄訂正 [㊦]	令和四年壹月参拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年式月拾七日 父申請出生の日訂正 [㊦]

218	217	216	215	214	213	212	211	210
性別の取扱いの変更の 裁判確定による嘱託			複本籍につき訂正申請 をする者がいないため に職権訂正	婚姻無効の裁判による 訂正申請				
性別の取扱いの変更の 裁判を受けた者の 従前の戸籍	性別の取扱いの変更の 裁判を受けた者の 新戸籍	性別の取扱いの変更の 裁判を受けた者の 新戸籍	複本籍者の 除かれるべ き戸籍	夫婦の戸籍		妻の婚姻 前の戸籍	夫の婚姻 前の戸籍	
変更の裁判 を受けた者の 身分事項 欄	変更の裁判 を受けた者の 身分事項 欄	戸籍事項欄	複本籍者の 身分事項欄	妻の 身分事項欄	夫の 身分事項欄	戸籍事項欄	妻の従前の 身分事項欄	夫の従前の 身分事項欄
令和式拾四年八月式拾日平成拾五年法律第百十一号三条によ る裁判確定同月式拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番 地に新戸籍編製につき除籍 [㊟]	令和式拾四年八月式拾日平成拾五年法律第百十一号三条によ る裁判確定同月式拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番 地甲野義太郎戸籍から入籍父母との続柄の記載更正 [㊟]	令和式拾四年八月式拾参日編製 [㊟]	千葉市中央区千葉港五番地甲野義太郎同籍英助の複本籍につ き令和四年拾壹月九日許可同月拾日消除 [㊟]	令和五年拾月拾壹日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日夫申請消除 [㊟]	令和五年拾月拾壹日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日申請消除 [㊟]	令和五年拾月式拾日消除 [㊟]	令和五年拾月拾壹日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日夫申請婚姻の記載消除 [㊟]	令和五年拾月拾壹日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月 式拾日申請婚姻の記載消除 [㊟]

附録第八号様式 戸籍の消除（第四十二条関係）

附録第八号様式 戸籍の消除（第四十二条関係）
第一 全部の消除
除 籍 印 朱

本籍										東京都千代田区平河町二丁目十番地									
略										令和拾六年五月拾老日消除印									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略										略									
略																			

[illegible]

第一 全部の訂正

本	籍
	東京都千代田区平河町一丁目三番地

氏	名
---	---

甲 原 義太郎

平成拾年拾貳月八日消除印

略

平成拾年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁
判確定同月八日養父母申請消除①

義母	義父	母	父
杉子	甲原忠太郎	松子	甲野幸雄
子	養	男	長

夫
朱 朱
義
太
郎

昭和四拾年六月貳拾壹日

略
平成拾年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請消除㊦

義父	母	父
甲	春子	乙
原忠太郎		野忠治
義	女	長

義母	杉子	女
----	----	---

	妻	
朱		朱
	梅	
	子	

昭和四拾壹年壹月八日

[illegible]

--	--	--	--

生出				

本 籍 東京都中央区日本橋室町一丁目一番地										氏 名 我 若 謝 佐 鐵 鉄 市 吉									
略 平成九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出^①										略 平成九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出^①									
略 平成九年參月八日西原桃子と婚姻届出^①										略 平成九年參月八日西原桃子と婚姻届出^①									
略 平成九年九月四日妻桃子との婚姻無効の裁判確定同月拾日妻申請婚姻の記載消除^①										略 平成九年九月四日妻桃子との婚姻無効の裁判確定同月拾日妻申請婚姻の記載消除^①									
略 平成拾年拾月四日名を「鉄吉」と変更届出^①										略 平成拾年拾月四日名を「鉄吉」と変更届出^①									
略 平成五年式月式拾日戸籍訂正許可の裁判確定同月式拾六日父申請名訂正^①										略 平成五年式月式拾日戸籍訂正許可の裁判確定同月式拾六日父申請名訂正^①									
略 平成九年參月八日我謝鉄吉と婚姻届出東京都千代田区神保町二丁目十番地西原信吉戸籍から入籍^①										略 平成九年參月八日我謝鉄吉と婚姻届出東京都千代田区神保町二丁目十番地西原信吉戸籍から入籍^①									
略 平成九年九月四日夫鉄吉との婚姻無効の裁判確定同月拾日申請消除^①										略 平成九年九月四日夫鉄吉との婚姻無効の裁判確定同月拾日申請消除^①									
生 出 朱 妻 朱 母 父 生 出										生 出 朱 妻 朱 母 父 生 出									
昭和四拾七年四月九日										昭和四拾七年四月九日									
我 謝 鐵 市 吉										我 謝 鐵 市 吉									
我 謝 幸 雄										我 謝 幸 雄									
松 子										松 子									
男 長										男 長									
鐵 吉										鐵 吉									
梅 子										梅 子									
男 長										男 長									
敬 太 郎										敬 太 郎									
平 成 四 年 拾 零 月 式 日										平 成 四 年 拾 零 月 式 日									
丙 原 信 吉										丙 原 信 吉									
夏 子										夏 子									
女 三										女 三									

[illegible]

附録第十一号様式 出生の届書（日本産業規格A列四番）（第五十九条関係）

 出 生 届
 年 月 日届出
 長 殿

生 ま れ た 子	子 の 氏 名		父母と の 続き柄	☐ 嫡 出 子 (☐ 男) ☐ 嫡出でない子 (☐ 女)
	生まれたとき	年 月 日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後	
	生まれたところ	番地 番 号		
	住 所	世帯主 の氏名 世帯主と の続き柄		
生 ま れ た 子 の 父 と 母	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたと きの年齢)	父		母
		年 月 日 (満 歳)		年 月 日 (満 歳)
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	番地 番		
	同居を始めた とき	年 月		
	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と 父 母 の 職 業	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業		
そ の 他				
届 出 人	☐ 1. 父 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長			
	住 所			
	本 籍	番地 番	筆頭者の氏名	
	署 名 (※押印は任意)	印	年 月 日生	

附録第十二号様式 婚姻の届書（日本産業規格A列三番）（第五十九条関係）

婚姻届
年 月 日届出
長 殿

	夫 になる 人		妻 になる 人	
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日	
住 所				
	世帯主 の氏名		世帯主 の氏名	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)				
	番地 番		番地 番	
	筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以 外にも養父母が いる場合にはそ 他の欄に書い てください)	父	続き柄 男	父	続き柄 女
	母		母	
	養父	続き柄 養 子	養父	続き柄 養 女
	養母		養母	
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっている ときは書かないでください) 番地 番		
同居を始めた とき	年 月			
初婚・再婚の別	☐ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日		☐ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日	
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	☐ 夫 ☐ 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で 勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々ま たは1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役 員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の いる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をする ときだけ書いてください)		
	☐ 夫 ☐ 妻			
	☐ 夫 ☐ 妻			
	☐ 夫 ☐ 妻			
	☐ 夫 ☐ 妻			
	☐ 夫 ☐ 妻			
	夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業
そ の 他				
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 印		妻 印	

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍	番地 番	番地 番

附録第十三号様式 離婚の届書（日本産業規格A列三番）（第五十九条関係）

離 婚 届
年 月 日届出
長 殿

氏 名	夫		妻	
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日	
住 所				
	世帯主 の氏名		世帯主 の氏名	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)			番地 番	
父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以 外にも養父母が いる場合にはそ 他の欄に書き てください)	夫の父	続 き 柄 男	妻の父	続 き 柄 女
	母		母	
	養父	続 き 柄 養 子	養父	続 き 柄 養 女
	養母		養母	
離 婚 の 種 別	☐ 協議離婚 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 審判 年 月 日確定		☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☐ 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 は ☐ 新しい戸籍をつくる		番地 筆頭者 番 の氏名	
未 成 年 の 子 の 氏 名	夫が親権を 行なう子		妻が親権を 行なう子	
同 居 の 期 間	年 月 か ら 年 月 ま で			
別居する前の 住 所	番地 番 号			
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者 数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々ま たは1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするとき だけ書いてください)			
夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業	
そ の 他				
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 印		妻 印	

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍	番地 番	番地 番

付録第十四号様式 死亡の届書（日本産業規格A列四番）（第五十九条関係）

死 亡 届

年 月 日届出

長 殿

氏 名	☐ 男 ☐ 女		
生 年 月 日	年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分
死亡したとき	年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分
死亡したところ	番地 番 号		
住 所	世帯主の氏名		
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	番地 番		
死亡した人の 夫 または 妻	筆頭者の氏名		
死亡したとき の世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください)		
死亡した人の 職 業 ・ 産 業	職業	産業	
そ の 他			
届 出 人	☐ 1. 同居の親族 ☐ 2. 同居していない親族 ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 家主 ☐ 5. 地主 ☐ 6. 家屋管理人 ☐ 7. 土地管理人 ☐ 8. 公設所の長 ☐ 9. 後見人 ☐ 10. 保佐人 ☐ 11. 補助人 ☐ 12. 任意後見人 ☐ 13. 任意後見受任者		
	住 所		
	本 籍	番地 番	筆頭者の氏名
	署 名 (※押印は任意)	印	年 月 日生

附録第十五号書式（第十二条関係）

第一

この謄（抄）本は、戸籍（除籍、届書、申請書その他）の原本と相違ないことを認証する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

第二

この抄本は、戸籍（除籍）の原本と相違なく、かつ、戸籍（除籍）の全員を記載したものであることを認証する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

附録第十六号 削除
附録第十七号書式（第十四条関係）

附録第十七号書式（第十四条関係）

戸籍（除籍、届書、申請書その他）記載事項証明	
（事件本人）	戸籍の表示
証明を求める事項	何何
右の事項は、戸籍（除籍、届書、申請書その他）に記載があることを証明する（右相違ないことを証明する）。	
令和何年何月何日	
何市町村長氏名	
印職	

附録第十八号書式（第四十七条関係）

通知書

令和何年何月何日何々の届出（申請）によりした戸籍の記載に次の錯誤（不法又は遺漏）がありますから、戸籍法第二十四条第一項により通知します。

何々は何々の誤り（何々の不法又は遺漏）。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏 名 殿

付録第十九号書式（第六十四条関係）

付録第十九号書式（第六十四条関係）

第一 催告書

何何につき届出（申請）をすべきところ、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出（申請）をするよう、戸籍法第四十四条第一項（第四十四条第一項及び第百十七条）により催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏名 殿

第二 追完催告書

令和何年何月何日何何の届出（申請）は、何何の不備があるため、戸籍の記載をすることができませんから、何月何日までに追完をするよう、戸籍法第四十五条（第四十五条及び第百十七条）により催告します。

なお、右期間内に追完の手続をしないときは、同法第百三十七条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏名 殿

第三 催告書（第二回以降）

何年何月何日付けで何月何日までに何何届（申請又は追完）をするよう催告しましたが、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出（申請又は追完）をするよう、戸籍法第四十四条第二項（第四十四条第二項及び第百十七条又は第四十五条）により更に催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十八条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）

氏名 殿

附録第二十号書式（第六十六条関係）

受理（不受理）証明書

一 何何届書（申請書）

令和何年何月何日届出（申請）

届出人 戸籍の表示 氏 名

事件本人 戸籍の表示 氏 名

届出（申請）事項の要旨

右届出（申請）は、令和何年何月何日受理したこと（何何の理由によつて受理しなかつたこと）を証明する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

附録第二十一号書式（日本産業規格B列四番の上質紙九十キログラム以上）（第六十六条関係）

婚姻届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

夫氏

生年月日

名

戸籍又は国籍の表示

妻氏

生年月日

名

右当事者の婚姻届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上婚姻は、成立したことになる。
右証明する。
令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

離婚届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

夫氏

生年月日

名

戸籍又は国籍の表示

妻氏

生年月日

名

右当事者の離婚届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上離婚は、成立したことになる。
右証明する。
令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍の表示
養父氏
生年月日名

戸籍又は国籍の表示
養母氏
生年月日名

戸籍又は国籍の表示
養子氏
生年月日名

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上養子縁組は、成立したことになる。
右証明する。
令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者
何市町村長氏名

印職

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍の表示
養父氏
生年月日名

戸籍又は国籍の表示
養母氏
生年月日名

戸籍又は国籍の表示
養子氏
生年月日名

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上養子縁組は、成立したことになる。
右証明する。
令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者
何市町村長氏名

印職

認知届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

父氏

生年月日

名

戸籍又は国籍の表示

子氏

生年月日

名

「子の氏名」に対する認知届が「父の氏名」から届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。
よつてここに法律上「子の氏名」は、「父の氏名」の子たる身分を取得したことになる。
右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

付録第二十二号様式 第七十三条第一項の書面（日本産業規格A列四番）（第七十三条第二項関係）

第一 戸籍の全部事項証明書

(2の1)		全 部 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		

発行番号

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

第二 戸籍の個人事項証明書

(1の1)		個 人 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

第三 戸籍の一部事項証明書

(1の1)		一 部 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍に記録されている者	【名】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

第四 除かれた戸籍の全部事項証明書

除 籍	(2の1)	全 部 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		

発行番号

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

第五 除かれた戸籍の個人事項証明書

除 籍	(1の1)	個 人 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍事項		
戸籍に記録されている者	【名】 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

第六 除かれた戸籍の一部事項証明書

除 籍	(1の1)	一 部 事 項 証 明
本 籍 氏 名		
戸籍に記録されている者	【名】	
身分事項		
	以下余白	

発行番号

付録第二十三号書式(第七十三条第三項関係)

第一 戸籍の全部事項証明書

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第二 戸籍の個人事項証明書

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第三 戸籍の一部事項証明書

これは、戸籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第四 除かれた戸籍の全部事項証明書

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第五 除かれた戸籍の個人事項証明書

これは、除籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第六 除かれた戸籍の一部事項証明書

これは、除籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

付録第二十四号 第七十三条第一項の書面の記載のひな形（第七十三条第六項関係）

(6の1)		全 部 事 項 証 明
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目10番地	
氏 名	甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製 転 籍	【編製日】平成4年1月10日 【転籍日】平成5年3月6日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
戸籍に記録されている者	【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出 生	【出生日】昭和40年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和40年6月25日 【届出人】父	
婚 姻	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
養子縁組	【縁組日】令和3年1月17日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】令和3年1月20日 【受理者】大阪市北区長	
認 知	【認知日】令和7年1月7日 【認知した子の氏名】丙山信夫 【認知した子の戸籍】千葉市中央区千葉港5番地 丙山竹子	
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出 生	【出生日】昭和41年1月8日	

発行番号000001

以下次頁

(6の2)		全 部 事 項 証 明
婚 姻 養子縁組	【出生地】 京都市北区 【届出日】 昭和41年1月10日 【届出人】 父	
	【婚姻日】 平成4年1月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子	
	【縁組日】 令和3年1月17日 【共同縁組者】 夫 【養子氏名】 乙川英助 【送付を受けた日】 令和3年1月20日 【受理者】 大阪市北区長	
戸籍に記録されている者 除 籍	【名】 啓太郎 【生年月日】 平成4年11月2日 【父】 甲野義太郎 【母】 甲野梅子 【続柄】 長男	
身分事項 出 生	【出生日】 平成4年11月2日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】 平成4年11月10日 【届出人】 父	
推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】 令和2年3月16日 【被相続人】 父 甲野義太郎 【届出日】 令和2年3月20日 【届出人】 父 【送付を受けた日】 令和2年3月23日 【受理者】 大阪市北区長	
婚 姻	【婚姻日】 令和3年3月6日 【配偶者氏名】 丙野松子 【送付を受けた日】 令和3年3月10日 【受理者】 横浜市中区長 【新本籍】 横浜市中区昭和町18番地 【称する氏】 夫の氏	
戸籍に記録されている者 除 籍	【名】 ゆり 【生年月日】 平成6年2月15日 【父】 甲野義太郎 【母】 甲野梅子 【続柄】 長女	

		(6の3)	全部事項証明
身分事項 出生	【出生日】平成6年2月15日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成6年2月19日 【届出人】父		
特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成11年10月7日 【届出日】平成11年10月12日 【届出人】養父母 【送付を受けた日】平成11年10月16日 【受理者】大阪市北区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地 【縁組後の氏】丙山		
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成18年12月9日 【届出日】平成18年12月15日 【届出人】父母 【新本籍】大阪市北区西天満二丁目6番地 【離縁後の氏】甲野		
戸籍に記録されている者 除籍	【名】みち 【生年月日】平成9年7月9日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二女		
身分事項 出生	【出生日】平成9年7月9日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成9年7月13日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成9年7月15日 【受理者】千葉市中央区長		
婚姻	【婚姻日】平成28年10月3日 【配偶者氏名】乙原信吉 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目8番地 乙原信吉		
戸籍に記録されている者 除籍	【名】英子 【生年月日】昭和62年3月17日 【父】 【母】甲野梅子 【続柄】長女		
身分事項			

(6の4)		全部事項証明
出生	【出生日】 昭和62年3月17日 【出生地】 横浜市中区 【届出日】 昭和62年3月18日 【届出人】 母 【送付を受けた日】 昭和62年3月20日 【受理者】 横浜市中区長	
入籍	【届出日】 平成17年3月20日 【入籍事由】 母の氏を称する入籍 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子	
養子縁組	【縁組日】 平成18年4月12日 【養父氏名】 乙野忠治 【養母氏名】 乙野春子 【送付を受けた日】 平成18年4月16日 【受理者】 京都市北区長 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
戸籍に記録されている者	【名】 芳次郎 【生年月日】 平成18年1月6日 【父】 甲野義太郎 【母】 甲野梅子 【続柄】 二男	
除籍		
身分事項	【出生日】 平成18年1月6日 【出生地】 千葉市中央区 【届出日】 平成18年1月17日 【届出人】 母 【送付を受けた日】 平成18年1月20日 【受理者】 千葉市中央区長	
出生		
死亡	【死亡日】 平成24年12月13日 【死亡時分】 午後8時30分 【死亡地】 東京都千代田区 【届出日】 平成24年12月15日 【届出人】 親族 甲野義太郎	
戸籍に記録されている者	【名】 英助 【生年月日】 平成24年5月1日 【父】 乙川孝助 【母】 乙川冬子 【続柄】 二男 【養父】 甲野義太郎 【養母】 甲野梅子	

(6の5)		全部事項証明
身分事項 出生	【続柄】養子	
	【出生日】平成24年5月1日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成24年5月6日 【届出人】父	
養子縁組	【縁組日】令和3年1月17日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】令和3年1月20日 【受理者】大阪市北区長 【従前戸籍】京都市北区小山初音町20番地 乙川孝助	
戸籍に記録されている者	【名】みち	
除籍	【生年月日】平成9年7月9日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二女	
身分事項 出生	【出生日】平成9年7月9日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成9年7月13日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成9年7月15日 【受理者】千葉市中央区長	
離婚	【離婚日】令和3年7月5日 【配偶者氏名】乙原信吉 【送付を受けた日】令和3年7月7日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】横浜市中区本町一丁目8番地 乙原信吉	
分籍	【分籍日】令和3年8月2日 【新本籍】東京都中央区日本橋室町一丁目1番地	
戸籍に記録されている者	【名】信夫	
	【生年月日】令和4年6月1日 【父】甲野義太郎 【母】丙山竹子 【続柄】長男	

(6の6) 全 部 事 項 証 明	
身分事項 出 生	【出生日】 令和4年6月1日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】 令和4年6月3日 【届出人】 母 【送付を受けた日】 令和4年6月10日 【受理者】 東京都千代田区長
認 知	【認知日】 令和7年1月7日 【認知者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和7年1月10日 【受理者】 東京都千代田区長
入 籍	【届出日】 令和7年1月15日 【入籍事由】 父の氏を称する入籍 【届出人】 親権者母 【従前戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 丙山竹子
親 権	【親権者を定めた日】 令和7年1月20日 【親権者】 父 【届出人】 父母
戸籍に記録されている者	【名】 啓二郎 【生年月日】 平成30年4月3日 【父】 甲野義太郎 【母】 甲野梅子 【続柄】 三男
身分事項 出 生	【出生日】 平成30年4月3日 【出生地】 名古屋市中区 【届出日】 平成30年4月7日 【届出人】 母
民法817条の2	【民法817条の2による裁判確定日】 令和7年2月12日 【届出日】 令和7年2月15日 【届出人】 父母 【従前戸籍】 名古屋市中区三の丸四丁目3番 甲野啓二郎
	以下余白

発行番号000001

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

付録第二十五号 第七十三条第一項の書面の記載例（第七十三条第六項関係）

番号	事 件 の 種 別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記 載 例
1	出 生				
1	嫡出子の出生届	本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	出生 【出生日】 令和4年1月10日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】 令和4年1月14日 【届出人】 父
2		非本籍地	同上	同上	出生 【出生日】 令和4年1月10日 【出生地】 さいたま市浦和区 【届出日】 令和4年1月14日 【届出人】 父 【通知を受けた日】 令和4年1月18日 【受理者】 さいたま市浦和区長
3	同上 （国籍留保とともに届出があった場合）	在外公館	同上	同上	出生 【出生日】 令和9年9月15日 【出生地】 ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】 令和9年9月20日 【届出人】 父 【国籍留保の届出日】 令和9年9月20日 【送付を受けた日】 令和9年10月15日 【受理者】 在サンパウロ総領事
4	同上 （天災その他届出義務者の責めに帰することのできない事由により期間経過後に国籍留保とともに届出があった場合）	同上	同上	同上	出生 【出生日】 令和13年1月20日 【出生地】 ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】 令和13年4月30日 【届出人】 父 【国籍留保の届出日】 令和13年4月30日 【送付を受けた日】 令和13年5月20日 【受理者】 在サンパウロ総領事 【特記事項】 責めに帰することのできない事由のため期間経過
5	戸籍法62条による嫡出子の出生届	本籍地	同上	同上	出生 【出生日】 令和6年11月30日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】 令和6年12月10日 【届出人】 父母
6		非本籍地	同上	同上	出生 【出生日】 令和6年11月30日 【出生地】 山梨県山梨市 【届出日】 令和6年12月10日 【届出人】 父母 【通知を受けた日】 令和6年12月14日 【受理者】 山梨県山梨市長
7	嫡出でない子の出生届	本籍地	母の戸籍	同上	出生 【出生日】 令和5年2月21日 【出生地】 京都市北区 【届出日】 令和5年3月2日 【届出人】 母
8		非本籍地	同上	同上	出生 【出生日】 令和5年2月21日 【出生地】 千葉市中央区 【届出日】 令和5年3月2日 【届出人】 同居者 丙原正作 【通知を受けた日】 令和5年3月5日 【受理者】 千葉市中央区長
9	同上 （母につき新戸籍を編製する場合）	非本籍地	母の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製 【編製日】 令和6年12月10日

19	夫婦が15歳以上の未成年者を養子とする縁組届	養親の本籍地	養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和4年1月13日 【共同縁組者】 妻(夫) 【養子氏名】 乙川英助
20				養子の身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和4年1月13日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【従前戸籍】 大阪市北区西天満二丁目6番地 乙川孝助
21			養子の縁組前の戸籍	同 上	養子縁組	【縁組日】 令和4年1月13日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和4年1月15日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
22	夫婦が15歳未満の者を養子とする縁組届	同 上	養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和5年6月10日 【共同縁組者】 妻(夫) 【養子氏名】 乙川英助
23				養子の身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和5年6月10日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【代諾者】 親権者父母 【従前戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙川孝助
24			養子の縁組前の戸籍	同 上	養子縁組	【縁組日】 令和5年6月10日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【代諾者】 親権者父母 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
25	夫婦の一方が他方の同意を得て養子をする縁組届	同 上	養親の戸籍	養親の身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和12年1月18日 【養子氏名】 乙川英助
26				養子の身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和12年1月18日 【養母氏名】 甲野梅子 【従前戸籍】 大阪市北区西天満二丁目6番地 乙川孝助
27			養子の縁組前の戸籍	同 上	養子縁組	【縁組日】 令和12年1月18日 【養母氏名】 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和12年1月25日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
28	配偶者を有しない者が養子をする縁組届	同 上	養親の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和2年9月9日
29	(養親につき新戸籍を編製する場合)			養親の身分事項欄	養子縁組	【縁組日】 令和2年9月9日 【養子氏名】 乙川英助 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
30			養親の従前の戸籍	同 上	養子縁組	【縁組日】 令和2年9月9日 【養子氏名】 乙川英助 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地
31	夫婦が戸籍を異にする者を特別養子とした縁組届	同 上	養親の戸籍	特別養子の身分事項欄	民法817条の2	【民法817条の2による裁判確定日】 令和13年3月15日 【届出日】 令和13年3月20日 【届出人】 父母 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 甲野英助

32			特別養子の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製 戸籍消除	【編製日】 令和13年3月26日 【消除日】 令和13年3月26日
33				特別養子の身分事項欄	特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】 令和13年3月15日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【届出日】 令和13年3月20日 【届出人】 父母 【通知を受けた日】 令和13年3月26日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙川孝助 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
34			特別養子の従前の戸籍	同上	特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】 令和13年3月15日 【届出日】 令和13年3月20日 【届出人】 養父母 【通知を受けた日】 令和13年3月26日 【受理者】 東京都千代田区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地 【縁組後の氏】 甲野
4 養子離縁						
35	15歳以上の養子が養親と同一の戸籍にある場合の協議離縁届	非本籍地	養子の縁組前の戸籍	養子の身分事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和4年1月27日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和4年1月30日 【受理者】 京都市北区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
36			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和4年1月27日 【共同離縁者】 妻(夫) 【養子氏名】 甲野英助 【通知を受けた日】 令和4年2月1日 【受理者】 京都市北区長
37				養子の身分事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和4年1月27日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和4年2月1日 【受理者】 京都市北区長 【入籍戸籍】 大阪府北区西天満二丁目6番地 乙川孝助
38	同上	養親の本籍地	養子の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和5年2月5日
39	(養子の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は養子が新戸籍編製の申出をした場合)			養子の身分事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和5年2月2日 【養父氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和5年2月5日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
40			養親の戸籍	同上	養子離縁	【離縁日】 令和5年2月2日 【養父氏名】 甲野義太郎 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地
41	15歳未満の養子の協議離縁届	同上	養子の縁組前の戸籍	同上	養子離縁	【離縁日】 令和3年6月3日 【養父氏名】 甲野義太郎 【協議者】 親権者となるべき父母 【通知を受けた日】 令和3年6月5日 【受理者】 京都市北区長 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町20番地 甲野義太郎

42			養親の 戸籍	養親の身分 事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和3年6月3日 【養子氏名】 甲野英助
43				養子の身分 事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和3年6月3日 【養父氏名】 甲野義太郎 【協議者】 親権者となるべき父母 【入籍戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙 川孝助
44	養親死亡後の離縁届	離縁後 の本籍 地	養子の 縁組前 の戸籍	同 上	養子離縁	【離縁日】 令和6年7月15日 【養父氏名】 亡 甲野義太郎 【養母氏名】 亡 甲野梅子 【従前戸籍】 横浜市中区昭和町18番地 甲野義太郎
45			養親の 戸籍	同 上	養子離縁	【離縁日】 令和6年7月15日 【養父氏名】 亡 甲野義太郎 【養母氏名】 亡 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和6年7月18日 【受理者】 大阪市北区長 【入籍戸籍】 大阪市北区西天満二丁目6番地 乙川孝 助
46	養子死亡後の離縁届	養親の 本籍地	同 上	養父母の各 身分事項欄	養子離縁	【離縁日】 令和11年7月15日 【共同離縁者】 妻(夫) 【養子氏名】 亡 甲野英助
47	裁判による離縁届	同 上	養子の 縁組前 の戸籍	養子の身分 事項欄	養子離縁	【離縁の裁判確定日】 令和3年8月27日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【届出日】 令和3年9月1日 【届出人】 養父母 【通知を受けた日】 令和3年9月3日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
48			養親の 戸籍	養父母の各 身分事項欄	養子離縁	【離縁の裁判確定日】 令和3年8月27日 【共同離縁者】 妻(夫) 【養子氏名】 甲野英助 【届出日】 令和3年9月1日
49				養子の身分 事項欄	養子離縁	【離縁の裁判確定日】 令和3年8月27日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【届出日】 令和3年9月1日 【届出人】 養父母 【入籍戸籍】 大阪市北区西天満二丁目6番地 乙川孝 助
50	離縁の際の氏を称す る届 (離縁の届出と同 時に養子から届 出があり新戸籍 を編製する場合)	同 上	養子の 新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】 令和13年7月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【編製日】 令和13年7月17日
51				養子の身分 事項欄	養子離縁 氏の変更	【離縁日】 令和13年7月13日 【養父氏名】 甲野義太郎 【氏変更日】 令和13年7月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【通知を受けた日】 令和13年7月17日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
52			養親の 戸籍	同 上	養子離縁	【離縁日】 令和13年7月13日 【養父氏名】 甲野義太郎

					氏の変更	【氏変更日】 令和13年7月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地	
53	同 上 （離縁により復籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合）	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年8月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出	
54				戸籍編製	氏の変更	【編製日】 令和13年8月13日 【氏変更日】 令和13年8月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町20番地 乙野忠治	
55				氏を称した者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年8月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地 【称する氏】 甲野	
			従前の戸籍	同 上	氏の変更	【氏変更日】 令和13年8月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地 【称する氏】 甲野	
56	同 上 （離縁により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において、他に在籍者がいないとき）	同 上	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年8月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出 【従前の記録】 【氏】 乙野	
57				氏を称した者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和13年8月13日 【氏変更の事由】 戸籍法73条の2の届出	
5 婚 姻							
58	夫の氏を称する婚姻届 届	夫の本籍地	夫婦の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和4年1月10日	
59				夫の身分事項欄	婚 姻	【婚姻日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
60				妻の身分事項欄	婚 姻	【婚姻日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
61				夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	婚 姻	【婚姻日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 【称する氏】 夫の氏
62				妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	婚 姻	【婚姻日】 令和4年1月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和4年1月12日 【受理者】 東京都千代田区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 【称する氏】 夫の氏
63	同 上 （婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合）	同 上	夫の戸籍	夫の身分事項欄	婚 姻	【婚姻日】 令和6年3月1日 【配偶者氏名】 乙野梅子	
64				妻の身分事項欄	婚 姻	【婚姻日】 令和6年3月1日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
65			妻の婚姻前の戸籍	同 上	婚 姻	【婚姻日】 令和6年3月1日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和6年3月8日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎	

66	同 上 (不受理の処分をした婚姻届について受理を命ずる裁判があった場合)	同 上	夫の戸籍	夫の身分事項欄	婚姻	【婚姻日】 令和6年7月19日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【記録日】 令和6年8月11日 【特記事項】 令和6年8月10日受理を命ずる裁判確定
67				妻の身分事項欄	婚姻	【婚姻日】 令和6年7月19日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治 【記録日】 令和6年8月11日 【特記事項】 令和6年8月10日受理を命ずる裁判確定
68			妻の婚姻前の戸籍	同 上	婚姻	【婚姻日】 令和6年7月19日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和6年8月13日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎 【特記事項】 令和6年8月10日受理を命ずる裁判確定
69	妻の氏を称する婚姻届	非本籍地	夫婦の新戸籍	同 上	婚姻	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和5年2月23日 【受理者】 横浜市中区長 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
70				夫の身分事項欄	婚姻	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【通知を受けた日】 令和5年2月23日 【受理者】 横浜市中区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
71			妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	婚姻	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和5年2月23日 【受理者】 横浜市中区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地 【称する氏】 妻の氏
72			夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	婚姻	【婚姻日】 令和5年2月20日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【通知を受けた日】 令和5年2月22日 【受理者】 横浜市中区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地 【称する氏】 妻の氏
73	日本人女と外国人男との婚姻届	本籍地	日本人たる妻の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和8年1月17日
74				妻の身分事項欄	婚姻	【婚姻日】 令和8年1月17日 【配偶者氏名】 ファンデンボッシュ, ウェイン 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦1996年1月1日 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野忠治
75			日本人たる妻の婚姻前の戸籍	同 上	婚姻	【婚姻日】 令和8年1月17日 【配偶者氏名】 ファンデンボッシュ, ウェイン 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦1996年1月1日 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地

84	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の協議離婚届	夫婦の本籍地	妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	離婚	【離婚日】 令和4年1月30日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和4年2月2日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
85			夫婦の戸籍	夫の身分事項欄	離婚	【離婚日】 令和4年1月30日 【配偶者氏名】 甲野梅子
86				妻の身分事項欄	離婚	【離婚日】 令和4年1月30日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
87	同上	同上	妻の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和5年2月9日
88	(妻の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は妻が新戸籍編製の申出をした場合)			妻の身分事項欄	離婚	【離婚日】 令和5年2月5日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【通知を受けた日】 令和5年2月9日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
89			夫婦の戸籍	同上	離婚	【離婚日】 令和5年2月5日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地
90	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判(調停, 和解, 請求の認諾)による離婚届	非本籍地	妻の婚姻前の戸籍	同上	離婚	【離婚の裁判確定日(調停成立日, 和解成立日, 請求認諾日)】 令和7年4月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【届出日】 令和7年4月14日 【通知を受けた日】 令和7年4月20日 【受理者】 横浜市中区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
91			夫の戸籍	夫の身分事項欄	離婚	【離婚の裁判確定日(調停成立日, 和解成立日, 請求認諾日)】 令和7年4月10日 【配偶者氏名】 甲野梅子 【届出日】 令和7年4月14日 【届出人】 妻 【通知を受けた日】 令和7年4月18日 【受理者】 横浜市中区長
92				妻の身分事項欄	離婚	【離婚の裁判確定日(調停成立日, 和解成立日, 請求認諾日)】 令和7年4月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【届出日】 令和7年4月14日 【通知を受けた日】 令和7年4月18日 【受理者】 横浜市中区長 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
93	離婚の際の氏を称する届	夫婦の本籍地	妻の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】 令和3年7月4日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【編製日】 令和3年7月6日
94	(離婚の届出と同時に妻から届出があり新戸籍を編製する場合)			妻の身分事項欄	離婚 氏の変更	【離婚日】 令和3年7月4日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【氏変更日】 令和3年7月4日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【通知を受けた日】 令和3年7月6日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎

95			夫婦の 戸籍	同 上	離 婚 氏の変更	【離婚日】 令和3年7月4日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【氏変更日】 令和3年7月4日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地
96	同 上 （離婚により復籍 した者から届出 があり新戸籍を 編製する場合）	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】 令和3年8月7日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【編製日】 令和3年8月7日
97				氏を称した 者の身分事 項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和3年8月7日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治
98			従前の 戸籍	同 上	氏の変更	【氏変更日】 令和3年8月7日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【新本籍】 京都市北区小山初音町20番地 【称する氏】 甲野
99	同 上 （離婚により新戸 籍が編製されて いる者から届出 があった場合に おいて、他に在 籍者がいないとき）	同 上	氏を称した者 の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和3年8月7日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出 【従前の記録】 【氏】 乙野
100				氏を称した 者の身分事 項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和3年8月7日 【氏変更の事由】 戸籍法77条の2の届出
101	協議離婚に当たり未 成年の子の親権者に 関する記載 （子が父又は母と 同一の戸籍にあ る場合）		父又は 母の戸 籍	子の身分事 項欄	親 権	【親権者を定めた日】 令和4年1月30日 【親権者】 父 【届出人】 父母
102	同 上 （子が父又は母と 戸籍を異にする 場合）		子の戸 籍	同 上	親 権	【親権者を定めた日】 令和4年1月30日 【親権者】 父 【届出人】 父母 【通知を受けた日】 令和4年2月3日 【受理者】 東京都千代田区長
103	裁判上の離婚に当 たり未成年の子の親 権者に関する記載 （子が父又は母と 同一の戸籍にあ る場合）		父又は 母の戸 籍	同 上	親 権	【親権者を定められた日】 令和7年4月10日 【親権者】 母
104	同 上 （子が父又は母と 戸籍を異にする 場合）		子の戸 籍	同 上	親 権	【親権者を定められた日】 令和7年4月10日 【親権者】 母 【届出日】 令和7年4月14日 【届出人】 母 【通知を受けた日】 令和7年4月19日 【受理者】 横浜市中区長
7 親権及び未成年者の後見						
105	協議による親権者指 定届	本籍地	子の戸 籍	子の身分事 項欄	親 権	【親権者を定めた日】 令和4年1月12日 【親権者】 父 【届出人】 父母

106	裁判による親権者指定届	非本籍地	同 上	同 上	親 権	【親権者を定める裁判確定日】 令和5年2月6日 【親権者】 父 【届出日】 令和5年2月9日 【届出人】 父 【通知を受けた日】 令和5年2月11日 【受理者】 横浜市中区長
107	親 権 者 変 更 届	本籍地	同 上	同 上	親 権	【親権者変更の裁判確定日】 令和6年3月7日 【親権者】 母 【届出日】 令和6年3月13日 【届出人】 母
108	親権(管理権)喪失の 審判確定による嘱託		同 上	同 上	親 権	【親権(管理権)喪失の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権(管理権)喪失者】 父 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
109	親権停止の審判確定 による嘱託		同 上	同 上	親 権	【親権停止の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権停止者】 父 【親権停止期間】 2年間 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
110	親権(管理権)喪失の 審判取消届	本籍地	同 上	同 上	親 権	【親権(管理権)喪失の審判取消しの裁判確定日】 令和 25年9月3日 【親権(管理権)喪失取消者】 父 【届出日】 令和25年9月9日 【届出人】 親族 乙原清吉 【従前の記録】 【親権(管理権)喪失の審判確定日】 令和24年6月1 日 【親権(管理権)喪失者】 父 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
111	親権停止の審判取消 届	同 上	同 上	同 上	親 権	【親権停止の審判取消しの裁判確定日】 令和25年9月3 日 【親権停止取消者】 父 【届出日】 令和25年9月9日 【届出人】 親族 乙原清吉 【従前の記録】 【親権停止の審判確定日】 令和24年6月1日 【親権停止者】 父 【親権停止期間】 2年間 【記録嘱託日】 令和24年6月4日
112	親権(管理権)辞任届	同 上	同 上	同 上	親 権	【親権(管理権)辞任日】 令和9年6月13日 【親権(管理権)辞任者】 父
113	親権(管理権)回復届	同 上	同 上	同 上	親 権	【親権(管理権)回復日】 令和10年7月15日 【親権(管理権)回復者】 父
114	親権者の職務執行停 止及び代行者選任の 裁判発効による嘱託		同 上	同 上	親 権	【親権者職務執行停止及び代行者選任の裁判発効日】 令和5年10月19日 【職務執行停止を受けた者】 親権者母 【親権代行者】 甲野梅吉 【親権代行者の戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4 番地 甲野梅吉 【記録嘱託日】 令和5年10月24日
115	親権者の職務執行停 止及び代行者選任 (改任)の裁判失効に よる嘱託 (親権者の指定, 変更の裁判確定) の場合		同 上	同 上	親 権	【親権者職務執行停止の裁判失効日】 令和5年2月20 日 【記録嘱託日】 令和5年2月23日 【特記事項】 親権者を父と定める裁判確定(親権者を 父に変更の裁判確定)

116	同 上 (その他の場合)		同 上	同 上	親 権	【親権者職務執行停止の裁判失効日】 令和6年3月11日 【記録嘱託日】 令和6年3月16日
117	親権者の代行者改任の裁判発効による嘱託		同 上	同 上	親 権	【親権代行者改任の裁判発効日】 令和6年7月7日 【親権代行者】 乙原高助 【親権代行者の戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 乙原高助 【記録嘱託日】 令和6年7月12日
118	未成年者の後見開始届 (未成年後見人が法人である場合を除く。)	非本籍地	未成年者の戸籍	未成年者の身分事項欄	未成年者の後見	【未成年後見人就職日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行う者がいないため(親権を行う者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【届出日】 令和25年9月23日 【通知を受けた日】 令和25年9月25日 【受理者】 千葉市中央区長
119	未成年者の後見開始届 (未成年後見人が法人である場合)	同 上	同 上	同 上	未成年者の後見	【未成年後見人就職日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行う者がいないため(親権を行う者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【届出日】 令和25年9月23日 【通知を受けた日】 令和25年9月25日 【受理者】 千葉市中央区長
120	未成年後見人(法人を除く。)選任の裁判確定による嘱託 (親権喪失, 親権停止の場合)		未成年被後見人の戸籍	未成年被後見人の身分事項欄	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
121	未成年後見人(法人)選任の裁判確定による嘱託 (親権喪失, 親権停止の場合)		同 上	同 上	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年後見人】 社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
122	未成年後見人(法人を除く。)選任の裁判確定による嘱託 (管理権喪失, 行方不明, 長期不在等の場合)		同 上	同 上	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行う者がいないため(親権を行う者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 甲原忠太郎 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
123	未成年後見人(法人)選任の裁判確定による嘱託 (管理権喪失, 行方不明, 長期不在等の場合)		同 上	同 上	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年者の後見開始事由】 親権を行う者がいないため(親権を行う者が管理権を有しないため) 【未成年後見人】 社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】 令和25年9月20日

124	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する 定め の裁判確定日】 令和26年9月25日 【未成年後見人】 甲原孝吉 【記録嘱託日】 令和26年9月29日
125	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め の 裁判確定日】 令和26年9月25日 【未成年後見人】 甲原孝吉, 社会福祉法人丙 【記録嘱託日】 令和26年9月29日
126	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め の 裁判確定日】 令和26年9月25日 【未成年後見人】 甲原孝吉, 社会福祉法人丙 【記録嘱託日】 令和26年9月29日
127	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め の取消の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する 定め の取消しの裁判確定日】 令和27年9月3日 【記録嘱託日】 令和27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する 定め の裁判確定日】 令和26年9月25日 【未成年後見人】 甲原孝吉 【記録嘱託日】 令和26年9月29日
128	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め の取消の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め の 取消しの裁判確定日】 令和27年9月3日 【記録嘱託日】 令和27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定め の 裁判確定日】 令和26年9月25日 【未成年後見人】 甲原孝吉, 社会福祉法人丙 【記録嘱託日】 令和26年9月29日
129	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め の取消の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め の 取消しの裁判確定日】 令和27年9月3日 【記録嘱託日】 令和27年9月7日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定め の 裁判確定日】 令和26年9月25日 【未成年後見人】 甲原孝吉, 社会福祉法人丙 【記録嘱託日】 令和26年9月29日
130	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人辞任許可の裁判確定日】 令和24年8月24日 【辞任した未成年後見人】 甲原孝吉 【記録嘱託日】 令和24年8月27日
131	未成年後見人解任の裁判確定による嘱託		同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人解任の裁判確定日】 令和24年11月9日 【解任された未成年後見人】 甲原孝吉 【記録嘱託日】 令和24年11月14日
132	未成年後見人地位喪失届 (死 亡 の 場 合)	本籍地	同	上	同	上	未成年者の 後見	【未成年後見人地位喪失事由の発生日】 令和24年10月7日 【地位喪失事由】 未成年後見人甲原孝吉の死亡 【届出日】 令和24年10月15日 【届出人】 未成年後見人 乙原高助
133	未成年者の後見終了届	同	上	同	上	上	未成年者の 後見	【未成年者の後見終了日】 令和14年11月1日 【届出日】 令和14年11月9日 【特記事項】 成年に達したため

134	未成年後見監督人 (法人を除く。)就職届	同 上	同 上	同 上	未成年者の 後見	【未成年後見監督人就職日】 令和16年1月8日 【未成年後見監督人】 甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 甲川芳吉 【届出日】 令和16年1月11日
135	未成年後見監督人 (法人)就職届	同 上	同 上	同 上	未成年者の 後見	【未成年後見監督人就職日】 令和24年6月8日 【未成年後見監督人】 社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【届出日】 令和24年6月11日
136	未成年後見監督人 (法人を除く。)選任 の裁判確定による嘱託		同 上	同 上	未成年者の 後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年後見監督人】 甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】 東京都千代田区永田町二丁目5番地 甲川芳吉 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
137	未成年後見監督人 (法人)選任の裁判確定による嘱託		同 上	同 上	未成年者の 後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】 令和25年9月18日 【未成年後見監督人】 社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号 【記録嘱託日】 令和25年9月20日
8 死亡及び失踪						
138	死 亡 届	本籍地	死亡者の 戸籍	死亡者の身 分事項欄	死 亡	【死亡日】 令和4年1月9日 【死亡時分】 午後8時30分 【死亡地】 東京都千代田区 【届出日】 令和4年1月11日 【届出人】 親族 甲野義太郎
139	同 上 (全員除籍により 戸籍を消除する 場合)	非本籍 地	同 上	戸籍事項欄	戸籍消除	【消除日】 令和5年2月10日
140				死亡者の身 分事項欄	死 亡	【死亡日】 令和5年2月6日 【死亡時分】 午前5時 【死亡地】 横浜市中区 【届出日】 令和5年2月9日 【届出人】 同居者 丙原正作 【通知を受けた日】 令和5年2月10日 【受理者】 横浜市中区長
141	配偶者の死亡による 婚姻解消に関する記載		同 上	生存配偶者の 身分事項欄	配偶者の死 亡	【配偶者の死亡日】 令和4年7月6日
142	失 踪 宣 告 届	本籍地	失踪者の 戸籍	失踪者の身 分事項欄	失踪宣告	【死亡とみなされる日】 令和4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】 令和6年8月5日 【届出日】 令和6年8月7日 【届出人】 親族 甲野啓次郎
143	配偶者の失踪による 婚姻解消に関する記載		同 上	生存配偶者の 身分事項欄	配偶者の失 踪宣告	【配偶者の死亡とみなされる日】 令和4年3月10日
144	失 踪 宣 告 取 消 届	本籍地	同 上	失踪者の従 前の身分事 項欄	失踪宣告取 消し	【失踪宣告取消しの裁判確定日】 令和12年9月21日 【届出日】 令和12年9月26日 【届出人】 妻 【消除事項】 失踪事項 【従前の記録】 【死亡とみなされる日】 令和4年3月10日 【失踪宣告の裁判確定日】 令和6年8月5日 【届出日】 令和6年8月7日 【届出人】 親族 甲野啓次郎

145	失踪宣告の取消しにより婚姻解消事項を消除する場合の記載		同 上	失踪者の配偶者の身分事項欄	配偶者の失踪宣告取消し	【消除日】 令和12年9月26日 【消除事項】 配偶者の失踪事項 【従前の記録】 【配偶者の死亡とみなされる日】 令和4年3月10日	
9 生存配偶者の復氏							
146	生存配偶者の復氏届	復氏後の本籍地	婚姻前の戸籍	復氏者の身分事項欄	復 氏	【婚姻前の氏に復した日】 令和6年1月7日 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
147			婚姻後の戸籍	同 上	復 氏	【婚姻前の氏に復した日】 令和6年1月7日 【通知を受けた日】 令和6年1月10日 【受理者】 京都市北区長 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野忠治	
148			同 上	新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和5年2月17日
149					復氏者の身分事項欄	復 氏	【婚姻前の氏に復した日】 令和5年2月17日 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
150	(復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合)	同 上	婚姻後の戸籍	同 上	復 氏	【婚姻前の氏に復した日】 令和5年2月17日 【通知を受けた日】 令和5年2月19日 【受理者】 京都市北区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地	
10 姻族関係の終了							
151	姻族関係終了届 (夫が亡妻と同一戸籍にある場合)	本籍地	生存配偶者の戸籍	生存配偶者の身分事項欄	姻族関係終了	【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】 令和5年1月7日 【死亡配偶者氏名】 甲野梅子	
11 推定相続人の廃除							
152	推定相続人廃除届	廃除された者の本籍地	廃除された者の戸籍	廃除された者の身分事項欄	推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】 令和4年9月14日 【被相続人】 父 甲野義太郎 【届出日】 令和4年9月15日 【届出人】 父	
153	推定相続人廃除取消届	同 上	同 上	同 上	推定相続人廃除取消し	【推定相続人廃除取消しの裁判確定日】 令和5年10月8日 【被相続人】 父 甲野義太郎 【届出日】 令和5年10月15日 【届出人】 父 【従前の記録】 【推定相続人廃除の裁判確定日】 令和4年9月14日 【被相続人】 父 甲野義太郎 【届出日】 令和4年9月15日 【届出人】 父	
12 入 籍							
154	父母の氏を称する入籍届	本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	入 籍	【届出日】 令和13年10月1日 【入籍事由】 父母の氏を称する入籍 【通知を受けた日】 令和13年10月5日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	
155			子の従前の戸籍	同 上	入 籍	【届出日】 令和13年10月1日 【除籍事由】 父母の氏を称する入籍 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野義太郎	

156	同 (配偶者とともに 届出があった場 合)	同 上	子の新 戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和13年4月12日
157				筆頭者とな る子(夫)の 身分事項欄	入 籍	【届出日】 令和13年4月6日 【入籍事由】 父母の氏を称する入籍 【共同届出人】 妻 【通知を受けた日】 令和13年4月12日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
158				子の配偶者 (妻)の身分 事項欄	配偶者の入 籍	【届出による入籍日】 令和13年4月12日 【入籍事由】 夫が父母の氏を称する入籍 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
159			子の従 前の戸 籍	筆頭者であ る子(夫)の 身分事項欄	入 籍	【届出日】 令和13年4月6日 【除籍事由】 父母の氏を称する入籍 【共同届出人】 妻 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地 【称する氏】 乙川
160				子の配偶者 (妻)の身分 事項欄	配偶者の入 籍	【届出による除籍日】 令和13年4月6日 【除籍事由】 夫が父母の氏を称する入籍 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地 【称する氏】 乙川
161	父の氏を称する入籍 届 (父につき新戸籍) (を編製する場合)	入籍後 の本籍 地	父の新 戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和5年2月4日
162				父の身分事 項欄	子の入籍	【入籍日】 令和5年2月4日 【入籍事由】 子の入籍届出 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野幸雄
163				子の身分事 項欄	入 籍	【届出日】 令和5年2月4日 【入籍事由】 父の氏を称する入籍 【届出人】 親権者母 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子
164			父の従 前の戸 籍	父の身分事 項欄	子の入籍	【届出日】 令和5年2月4日 【除籍事由】 子の入籍届出 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地
165				子の従 前の戸 籍	子の身分事 項欄	入 籍 【届出日】 令和5年2月4日 【除籍事由】 父の氏を称する入籍 【届出人】 親権者母 【通知を受けた日】 令和5年2月6日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
166	従前の氏に復する入 籍届	復氏後 の本籍 地	子の復 籍すべ き戸籍	同 上	入 籍	【届出日】 令和6年3月7日 【入籍事由】 従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
167			子の従 前の戸 籍	同 上	入 籍	【届出日】 令和6年3月7日 【除籍事由】 従前の氏に復する入籍 【通知を受けた日】 令和6年3月9日 【受理者】 京都市北区長 【入籍戸籍】 京都市北区小山初音町18番地 乙野梅子

168	同 上	同 上	子の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和7年4月9日
169	(復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合)		子の従前の戸籍	子の身分事項欄	入 籍	【届出日】 令和7年4月9日 【入籍事由】 従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野義太郎
170				同 上	入 籍	【届出日】 令和7年4月9日 【除籍事由】 従前の氏に復する入籍 【通知を受けた日】 令和7年4月12日 【受理者】 京都市北区長 【新本籍】 京都市北区小山初音町18番地
13 分 籍						
171	分 籍 届	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和4年1月19日
172			従前の戸籍	分籍者の身分事項欄	分 籍	【分籍日】 令和4年1月19日 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲 野幸雄
173				同 上	分 籍	【分籍日】 令和4年1月19日 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目110番地
14 国 籍 の 得 喪						
174	国 籍 取 得 届 (父の戸籍に入籍する場合)	本籍地	父の戸籍	国籍取得者の身分事項欄	国籍取得	【国籍取得日】 令和9年2月15日 【届出日】 令和9年2月24日 【届出人】 親権者父母 【取得の際の国籍】 アメリカ合衆国 【従前の氏名】 ベルナル、マリア
175	帰 化 届	帰化後の本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和9年3月9日
176				帰化者の身分事項欄	帰 化	【帰化日】 令和9年3月4日 【届出日】 令和9年3月9日 【帰化の際の国籍】 アメリカ合衆国 【従前の氏名】 ベルナル、マリア
177	国 籍 喪 失 届 (自己の志望によって外国の国籍を取得した場合)	本籍地	喪失者の戸籍	喪失者の身分事項欄	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和8年5月7日 【喪失事由】 アメリカ合衆国の国籍取得 【届出日】 令和8年5月27日 【届出人】 親族 乙山一郎
178	国 籍 選 択 届	同 上	選択者の戸籍	選択者の身分事項欄	国籍選択	【国籍選択の宣言日】 令和17年5月15日
179	国 籍 喪 失 報 告 (外国の国籍を選択した場合)		喪失者の戸籍	喪失者の身分事項欄	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 ブラジルの国籍選択 【報告日】 令和15年9月1日 【報告者】 在サンパウロ総領事
180	同 上 (国籍を離脱した場合)		同 上	同 上	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失時の外国籍】 アメリカ合衆国 【喪失事由】 日本国籍の離脱 【報告日】 令和15年8月7日 【報告者】 東京法務局長
181	同 上 (国籍法15条3項による場合)		同 上	同 上	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 国籍選択の催告を受けて選択をしなかったため 【報告日】 令和15年10月7日 【報告者】 大阪法務局長
182	同 上 (国籍法16条2項による場合)		同 上	同 上	国籍喪失	【国籍喪失日】 令和15年8月3日 【喪失事由】 国籍喪失の宣告を受けたため 【報告日】 令和15年8月7日 【報告者】 法務省民事局長
183	外国国籍喪失届	非本籍地	外国国籍喪失者の戸籍	外国国籍喪失者の身分事項欄	外国国籍喪失	【外国国籍喪失日】 令和11年5月6日 【喪失した外国籍】 アメリカ合衆国 【届出日】 令和11年5月30日 【通知を受けた日】 令和11年6月8日 【受理者】 東京都千代田区長

15 氏 名 の 変 更						
184	戸籍法107条1項による氏の変更届	本籍地	氏を変更する者の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和9年10月17日 【氏変更の事由】 戸籍法107条1項の届出 【従前の記録】 【氏】 我謝
185	戸籍法107条2項による氏の変更届	同 上	同 上	同 上	氏の変更	【氏変更日】 令和9年5月8日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【従前の記録】 【氏】 乙野
186				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和9年5月8日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出
187	同 （子が氏を変更する者 と同一の戸籍にある場合） 上	非本籍地	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】 令和8年7月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【編製日】 令和8年7月5日
188				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和8年7月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【通知を受けた日】 令和8年7月5日 【受理者】 東京都中央区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙 野梅子
189				氏を変更する者の従前の戸籍	氏の変更	【氏変更日】 令和8年7月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条2項の届出 【通知を受けた日】 令和8年7月5日 【受理者】 東京都中央区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】 ファンデンボッシュ
190	戸籍法107条3項による氏の変更届 （子が氏を変更する者 と同一の戸籍にある場合）	同 上	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】 令和10年3月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条3項の届出 【編製日】 令和10年3月9日
191				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和10年3月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条3項の届出 【通知を受けた日】 令和10年3月9日 【受理者】 京都市北区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 ファンデンボッシュ梅子
192				氏を変更する者の従前の戸籍	氏の変更	【氏変更日】 令和10年3月3日 【氏変更の事由】 戸籍法107条3項の届出 【通知を受けた日】 令和10年3月9日 【受理者】 京都市北区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】 乙野
193	戸籍法107条4項による氏の変更届	同 上	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】 令和9年10月1日 【氏変更の事由】 戸籍法107条4項の届出 【編製日】 令和9年10月5日
194				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】 令和9年10月1日 【氏変更の事由】 戸籍法107条4項の届出 【通知を受けた日】 令和9年10月5日 【受理者】 さいたま市浦和区長 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙 野梅子

195			氏を変更する者の従前の戸籍	同上	氏の変更	【氏変更日】 令和9年10月1日 【氏変更の事由】 戸籍法107条4項の届出 【通知を受けた日】 令和9年10月5日 【受理者】 さいたま市浦和区長 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 【変更後の氏】 ファンデンボッシュ
196	名 の 変 更 届	本籍地	名を変更する者の戸籍	名を変更する者の身分事項欄	名の変更	【名の変更日】 令和5年2月16日 【従前の記録】 【名】 鍬吉
16 転 籍						
197	転 籍 届 （一の市町村から他の市町村に転籍する場合）	転籍地	転籍後の戸籍	戸籍事項欄	転 籍	【転籍日】 令和4年1月20日 【従前本籍】 千葉市中央区千葉港5番地
198			転籍前の戸籍	同上	転 籍	【転籍日】 令和4年1月20日 【新本籍】 東京都千代田区西神田一丁目4番地 【通知を受けた日】 令和4年1月21日 【受理者】 東京都千代田区長
199	同 上 （同一市町村内で転籍する場合）	本籍地	転籍者の戸籍	同上	転 籍	【転籍日】 令和5年2月6日 【従前の記録】 【本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地
17 就 籍						
200	就籍届	就籍地	新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】 令和24年6月28日
201				就籍者の身分事項欄	就籍	【就籍許可の裁判確定日】 令和24年6月22日 【届出日】 令和24年6月28日
18 戸 籍 の 訂 正						
202	出生の日の訂正申請		訂正すべき記録のある者の戸籍	訂正すべき記録のある者の身分事項欄	訂 正	【訂正日】 令和4年2月17日 【訂正事項】 生年月日 【訂正事由】 戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】 令和4年1月30日 【申請日】 令和4年2月17日 【申請人】 父 【従前の記録】 【生年月日】 令和2年1月10日 【出生日】 令和2年1月10日
203	嫡出子否認の裁判による訂正申請		子の戸籍	子の身分事項欄	消 除	【消除日】 令和8年5月7日 【消除事項】 父の氏名 【消除事由】 嫡出子否認の裁判確定 【裁判確定日】 令和8年5月2日 【申請日】 令和8年5月7日 【申請人】 甲野義太郎 【関連訂正事項】 父母との続柄 【従前の記録】 【父】 甲野義太郎 【父母との続柄】 長男(長女)
204	父を定める裁判による訂正申請		父の戸籍	同上	入 籍	【入籍日】 令和6年6月16日 【入籍事由】 父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】 令和6年6月11日 【申請日】 令和6年6月16日 【申請人】 丙山信雄 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
205			子の従前の戸籍	同上	除 籍	【除籍日】 令和6年6月18日 【除籍事由】 父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】 令和6年6月11日 【申請日】 令和6年6月16日 【申請人】 丙山信雄 【通知を受けた日】 令和6年6月18日 【受理者】 千葉市中央区長 【入籍戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 丙山信雄

206	親子関係不存在確認 の裁判による訂正申 請		子の戸 籍	同 上	消 除	【消除日】 令和6年7月16日 【消除事項】 出生事項 【削除事由】 丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不 存在確認の裁判確定 【裁判確定日】 令和6年7月7日 【申請日】 令和6年7月16日 【申請人】 甲野義太郎 【従前の記録】 【出生日】 令和2年3月4日 【出生地】 さいたま市浦和区 【届出日】 令和2年3月10日 【届出人】 父
207	養子縁組無効の裁判 による訂正申請		養子の 縁組前 の戸籍	養子の従前 の身分事項 欄	消 除	【消除日】 令和6年8月11日 【消除事項】 縁組事項 【消除事由】 養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無 効の裁判確定 【裁判確定日】 令和6年8月4日 【申請日】 令和6年8月8日 【申請人】 養父 甲野義太郎 【申請人】 養母 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和6年8月11日 【受理者】 東京都千代田区長 【従前の記録】 【縁組日】 令和4年1月13日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【通知を受けた日】 令和4年1月15日 【受理者】 東京都千代田区長 【入籍戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
208			養親の 戸籍	養父母の各 身分事項欄	消 除	【消除日】 令和6年8月8日 【消除事項】 縁組事項 【消除事由】 養父英助との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和6年8月4日 【申請日】 令和6年8月8日 【従前の記録】 【縁組日】 令和4年1月13日 【共同縁組者】 妻(夫) 【養子氏名】 乙川英助
209				養子の身分 事項欄	消 除	【消除日】 令和6年8月8日 【消除事項】 縁組事項 【消除事由】 養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無 効の裁判確定 【裁判確定日】 令和6年8月4日 【申請日】 令和6年8月8日 【申請人】 養父 甲野義太郎 【申請人】 養母 甲野梅子 【従前の記録】 【縁組日】 令和4年1月13日 【養父氏名】 甲野義太郎 【養母氏名】 甲野梅子 【従前戸籍】 大阪北区西天満二丁目6番地 乙 川孝助

210	婚姻無効の裁判による訂正申請		夫の婚姻前の戸籍	夫の従前の身分事項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【従前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 乙野幸子 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】 夫の氏
211			妻の婚姻前の戸籍	妻の従前の身分事項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【申請人】 夫 【従前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 甲野義男 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目10番地 【称する氏】 夫の氏
212			夫婦の戸籍	戸籍事項欄	戸籍消除	【消除日】 令和5年10月20日
213				夫の身分事項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【従前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 乙野幸子 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄
214				妻の身分事項欄	消 除	【消除日】 令和5年10月20日 【消除事項】 婚姻事項 【消除事由】 夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】 令和5年10月11日 【申請日】 令和5年10月20日 【申請人】 夫 【従前の記録】 【婚姻日】 令和4年9月10日 【配偶者氏名】 甲野義男 【従前戸籍】 東京都千代田区神保町二丁目5番地 乙野太郎
215	複本籍につき訂正申請をする者がいないためにする職権訂正		複本籍者の除かれるべき戸籍	複本籍者の身分事項欄	消 除	【消除日】 令和4年11月10日 【消除事項】 戸籍の記録全部 【消除事由】 千葉市中央区千葉港5番地 甲野義太郎 同籍英助の複本籍 【許可日】 令和4年11月9日

216	性別の取扱いの変更 の裁判確定による嘱託		性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の新戸籍	戸籍事項欄	戸籍編製	【編製日】令和24年8月23日
217			性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の新戸籍	変更の裁判を受けた者の身分事項欄	平成15年法律第111号3条	【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】令和24年8月20日 【記録嘱託日】令和24年8月23日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野 義太郎 【従前の記録】 【父母との続柄】長男
218			性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の従前の戸籍	変更の裁判を受けた者の身分事項欄	平成15年法律第111号3条	【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】令和24年8月20日 【記録嘱託日】令和24年8月23日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地

付録第二十六号様式 戸籍の消除（第七十三条第七項関係）

第一 全部の消除

除 籍	(2の1)	全 部 事 項 証 明
本 籍	東京都千代田区平河町二丁目10番地	
氏 名	甲野 義太郎	
戸籍事項 略 戸籍消除	略 【消除日】 令和16年5月11日	
戸籍に記録されている者	【名】 義太郎 【生年月日】 昭和40年6月21日 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男	
除 籍		
身分事項 略	略	
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和41年1月8日 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女	
除 籍		
身分事項 略	略	
死 亡	【死亡日】 令和16年5月9日 【死亡時分】 午後8時30分 【死亡地】 東京都千代田区 【届出日】 令和16年5月11日 【届出人】 親族 甲野英助	
戸籍に記録されている者	【名】 ゆり 【生年月日】 平成6年2月15日	

発行番号000002

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明
除 籍	【父】 甲野義太郎 【母】 甲野梅子 【続柄】 長女	
身分事項 略	略	
	以下余白	

発行番号000002

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

第二 一部の消除

(2の1) 全部事項証明

本籍	東京都千代田区平河町二丁目10番地
氏名	甲野 義太郎
戸籍事項略	略
戸籍に記録されている者	【名】 義太郎 【生年月日】 昭和40年6月21日 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男
除籍	
身分事項略	略
死亡	【死亡日】 平成26年5月3日 【死亡時分】 午前5時 【死亡地】 東京都千代田区 【届出日】 平成26年5月5日 【届出人】 同居者 丙原正作
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和41年1月8日 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女
除籍	
身分事項略	略
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】 平成26年5月3日
復氏	【婚姻前の氏に復した日】 平成27年5月8日 【送付を受けた日】 平成27年5月12日 【受理者】 京都市上京区長

(2の2) 全 部 事 項 証 明	
	【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治
戸籍に記録されている者	【名】 ゆり 【生年月日】 平成6年2月15日 【父】 甲野義太郎 【母】 甲野梅子 【続柄】 長女
身分事項 略	略
親 権	【親権喪失の審判取消しの裁判確定日】 平成25年9月3日 【親権喪失取消者】 父 【届出日】 平成25年9月9日 【届出人】 親族 乙原清吉 【従前の記録】 【親権喪失の審判確定日】 平成24年6月1日 【親権喪失者】 父 【記録嘱託日】 平成24年6月4日
	以下余白

発行番号000003

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

付録第二十七号様式 戸籍の訂正（第七十三条第八項関係）

第一 全部の訂正

除 籍	(2の1) 全 部 事 項 証 明
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目3番地
氏 名	甲原 義太郎
戸籍事項 略 戸籍消除	略 【消除日】平成10年12月8日
戸籍に記録されている者 消 除	【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 略 消 除	略 【消除日】平成10年12月8日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成10年12月4日 【申請日】平成10年12月8日 【申請人】養父 甲原忠太郎 【申請人】養母 甲原杉子 【従前の記録】 【縁組日】平成10年5月11日 【養父氏名】甲原忠太郎 【養母氏名】甲原杉子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎
戸籍に記録されている者 消 除	【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 略	略

発行番号000004

以下次頁

(2の2) 全 部 事 項 証 明	
消 除	【消除日】平成10年12月8日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成10年12月4日 【申請日】平成10年12月8日 【申請人】養父 甲原忠太郎 【申請人】養母 甲原杉子 【従前の記録】 【縁組日】平成10年5月11日 【養父氏名】甲原忠太郎 【養母氏名】甲原杉子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目10番地 甲野義太郎 以下余白

発行番号000004

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

第二 一部の訂正

(2の1) 全部事項証明

本 籍	東京都中央区日本橋室町一丁目1番地
氏 名	若佐 鉄吉
戸籍事項 略 氏の変更	略 【氏変更日】平成9年10月17日 【氏変更の事由】戸籍法107条1項の届出 【従前の記録】 【氏】我謝
戸籍に記録されている者	【名】鉄吉 【生年月日】昭和40年6月21日 【父】我謝幸雄 【母】我謝松子 【続柄】長男
身分事項 略	略
消 除	【消除日】平成9年9月10日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻丙原桃子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成9年9月4日 【申請日】平成9年9月10日 【申請人】妻 【従前の記録】 【婚姻日】平成9年3月8日 【配偶者氏名】丙原桃子
名の変更	【名の変更日】平成10年11月4日 【従前の記録】 【氏】鍊吉
戸籍に記録されている者	【名】啓太郎 【生年月日】平成4年11月2日 【父】我謝鍊吉 【母】我謝梅子 【続柄】長男

発行番号000005

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明
身分事項 略	略	
訂 正	【訂正日】平成5年2月26日 【訂正事項】名 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成5年2月20日 【申請日】平成5年2月26日 【申請人】父 【従前の記録】 【名】敬太	
戸籍に記録されている者 消 除	【名】桃子 【生年月日】昭和47年4月9日 【父】丙原信吉 【母】丙原夏子 【続柄】三女	
身分事項 略	略	
消 除	【消除日】平成9年9月10日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫我謝鍬吉との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成9年9月4日 【申請日】平成9年9月10日 【従前の記録】 【婚姻日】平成9年3月8日 【配偶者氏名】我謝鍬吉 【従前戸籍】東京都千代田区神保町二丁目10番地 丙原信吉	
		以下余白

発行番号000005

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

付録第二十八号様式 本籍の更正（第七十三条第九項関係）

		(1の1)	全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 甲野 廣造		
戸籍事項 略 更正	略 【更正日】平成20年6月29日 【更正事項】本籍 【更正事由】地番号の変更 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地		
戸籍に記録されている者	【名】廣造 【生年月日】大正10年6月21日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長男		
身分事項 略	略		
	以下余白		

発行番号000006

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
令和何年何月何日

何市町村長氏名

職 印

付録第二十九号書式（第七十三条の三関係）

第一 戸籍の全部事項証明書

これは、本籍地の戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
（戸籍法第120条の2第1項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

第二 除かれた戸籍の全部事項証明書

これは、本籍地の除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
（戸籍法第120条の2第1項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第三十号書式（第七十八条の五第二項関係）

これは、届書等情報の内容を証明した書面である。
（戸籍法第120条の6第1項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第三十一号書式（第七十九条の二第二項関係）

これは、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書である。
（戸籍法第120条の3）
令和何年何月何日

付録第三十二号様式（第七十九条の二の二第二項関係）

第一 戸籍電子証明書提供用識別符号

第二 除籍電子証明書提供用識別符号

本籍

筆頭者

戸籍電子証明書提供用識別符号
1111-1111-1111-1111

これは、戸籍電子証明書提供用識別符号である。
（戸籍法第120条の3第2項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

本籍

筆頭者

除籍電子証明書提供用識別符号
1111-1111-1111-1111

これは、除籍電子証明書提供用識別符号である。
（戸籍法第120条の3第2項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

付録第三十三号書式(第七十九条の六関係)

第一 戸籍の全部事項証明書

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明したものである。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

第二 戸籍の個人事項証明書

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明したものである。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

第三 戸籍の一部事項証明書

これは、戸籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明したものである。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

第四 除かれた戸籍の全部事項証明書

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明したものである。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

第五 除かれた戸籍の個人事項証明書

これは、除籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明したものである。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

第六 除かれた戸籍の一部事項証明書

これは、除籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明したものである。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

付録第三十号書式（第七十九条の九第二項関係）

これは、戸籍法施行規則第79条の9第1本文の規定により送信された情報を出力することにより作成した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

付録第三十四号書式（第七十九条の十二第一項関係）

戸籍（除籍、届書、申請書その他）記載事項証明

（事件本人） 戸籍の表示 氏 名

（証明する事項） 何何

右の事項は、戸籍（除籍、届書、申請書その他）に記載があることを証明する（右相違ないことを証明する）。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

付録第三十五号様式 第七十九条の十二第二項の書面（第七十九条の十二第四項関係）

付録第三十五号様式 第七十九条の十二第二項の書面（日本産業規格A列四番）（第七十九条の十二第四項関係）

第一 戸籍の一部を証明した書面

		(1の1)	一 部 証 明
本 籍	氏 名		
戸籍に記録されている者	【名】		
身分事項			
		以下余白	

発行番号

第二 除かれた戸籍の一部を証明した書面

除 籍		(1の1)	一 部 証 明
本 籍	氏 名		
戸籍に記録されている者	【名】		
身分事項			
		以下余白	

発行番号

付録第三十六号書式(第七十九条の十二第五項関係)

第一 戸籍の一部を証明した書面

これは、戸籍に記録されている事項の一部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印

第二 除かれた戸籍の一部を証明した書面

これは、除籍に記録されている事項の一部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

職印